

全 員 協 議 会

令和6年3月18日（月）
本 会 議 終 了 後
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長

肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、
串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、永見議員、佐々木議員、
田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

久保田市長、砂川副市長、岡田教育長、坂田総務部長、田中地域政策部長、

猪木迫健康福祉部長、邊金城支所長、西川旭支所長、馬場弥栄支所長、草刈教育部長

〔事務局〕 下間局長、松井次長、大下書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 令和6年4月の機構改革について (総務部)
- (2) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画 (地域政策部)
について
- (3) 浜田市社会福祉協議会が行う介護保険事業の今後の方針について (健康福祉部)
- (4) 浜田市美又温泉国民保養センター再整備基本構想及び基本計画に (金城支所)
ついて
- (5) 浜田市地域交流プラザ「まんてん」の指定管理者の撤退について (旭支所)
- (6) 浜田市ふるさと体験村施設の状況等について (弥栄支所)
- (7) 浜田市立美川小学校建替えについて (教育委員会)
- (8) その他

2 行政視察レポートについて（福祉環境委員会）

3 陳情審査結果について

4 議会報告事項について

- (1) 各市議会議長会開催状況等について
- (2) 浜田地区広域行政組合議会開催状況等について
- (3) 浜田市都市計画審議会開催状況等について
- (4) 浜田市土地開発公社理事会開催状況等について

5 ぎかいポストに寄せられた意見について

6 令和6年度の広報広聴活動について

7 地域井戸端会～皆さんの声を伺います～の実施について

(次頁へ)

8 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 令和6年 能登半島地震に対する義援金対応について（報告）
- (3) 議案における各自の表決結果の記載について
- (4) 政務活動費に係る令和5年度収支報告書【提出期限：4月5日（金）】及び
令和6年度申請書【提出期限：4月3日（水）】の提出について
- (5) 政務活動費マニュアル（令和6年4月）について
- (6) 令和5年度分 議員の請負状況等の報告について（事前周知）
- (7) 令和6年3月定例会議予算決算委員会のケーブルテレビ放送予定について
- (8) 浜田市行政情報番組 浜っ子タイムズ放映について
 - ・テーマ 「浜田市議会から ～協働のまちづくりを進めるために～」
 - ・初回放送 令和6年4月16日（火）17時30分～（以後、再放送あり）
- (9) その他

令和 6 年 4 月の機構改革について

1 基本的な考え方

国の総合経済対策に基づく給付事務をはじめ、危険空き家等対策、全国高校総体、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備、石見神楽の保存・伝承などの行政課題に的確に対応するとともに、協働のまちづくりの推進体制を市民により分かりやすくするため組織改正を行う。

2 機構改革の内容

(1) 総務部

国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に速やかに対応するため、総務部に臨時特別給付金室及び臨時特別給付金係を新設する。

(令和 6 年 1 月 19 日施行)

(2) 地域政策部

ア 地域活動支援課を廃止し、地域活動支援係をまちづくり社会教育課へ移管する。また、公共交通大学支援係を公共交通係に改め、まちづくり社会教育課へ移管し、大学等支援に関することを政策企画課企画係へ移管する。

イ 関連施設支援室を廃止する。

現 行		改正後
まちづくり社会教育課 まちづくり社会教育係	統合	まちづくり社会教育課 まちづくり社会教育係
地域活動支援課 地域活動支援係 公共交通大学支援係		地域活動支援係 公共交通係 ※大学等支援に関することは政策企画課へ移管
関連施設支援室	廃止	

(3) 健康福祉部

ア 新型コロナウイルスワクチン対策室を廃止する。

【次ページへ】

(4) 都市建設部

- ア 維持管理課長寿命化推進係を廃止し、所管事務を維持係へ移管する。
- イ 危険空き家等、管理不全空き家への対応を推進するため、建築住宅課内に空き家対策室及び空き家対策係を新設する。

(5) 教育部

- ア 文化スポーツ課を、スポーツ振興課及び文化振興課に再編する。
- イ スポーツ振興課の内室として高校総体・国スポ・全スポ推進室及び高校総体・国スポ・全スポ推進係を新設する。
- ウ 文化振興課の内室として神楽文化伝承室及び神楽文化伝承係を新設する。

3 機構改革の時期

令和6年4月1日施行(臨時特別給付金室の設置を除く。)

4 組織数の推移

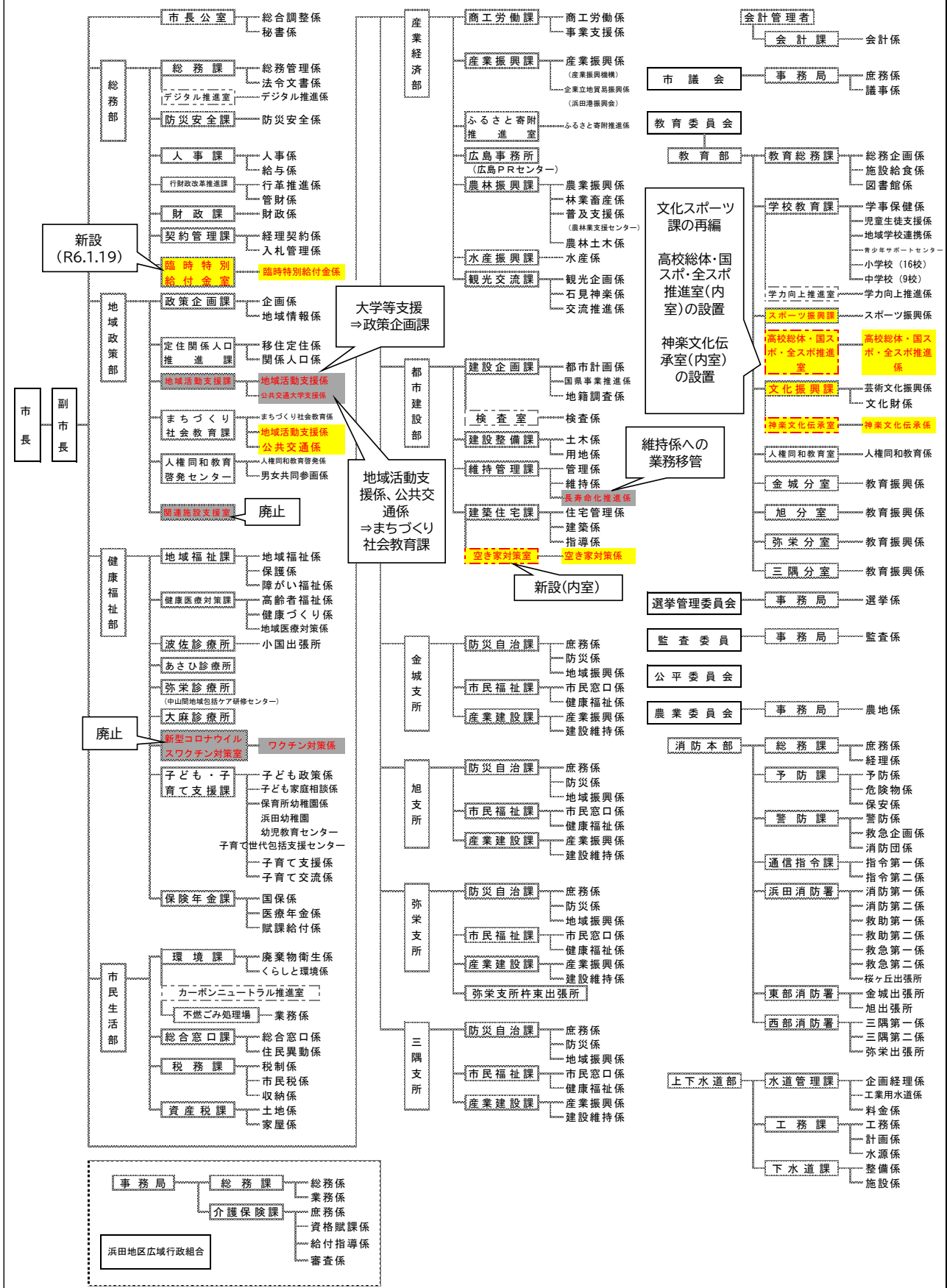
	部	課・室		係	増減	職員数*
		課	内室			
平成30年4月	11	77	71	6	158	701人
平成31年4月	10	73	68	5	155	1部減、3課減、1内室減、3係減 691人
令和2年4月	10	72	69	3	154	1課増、2内室減、1係減 683人
令和3年4月	10	73	70	3	154	1課増 670人
令和4年4月	10	75	70	5	157	2内室増、3係増 652人
令和5年4月	10	73	69	4	153	1課減、1内室減、5係減 649人
令和6年4月	10	75	68	7	154	1課減、3内室増、1係増

*職員数は、特別職、再任用、派遣等を含む(会計年度除く)

5 機構図(令和6年4月1日時点)

次ページのとおり

浜田市行政機構図（令和6年4月1日時点）



石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画について

令和7年度中の完成・供用開始を予定している、「石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター」の建設整備について、次のとおり報告します。

1 施設概要

- (1) 構造等 鉄骨造平屋建
- (2) 延床面積 397.50 m²

2 事業費見込 473,403 千円

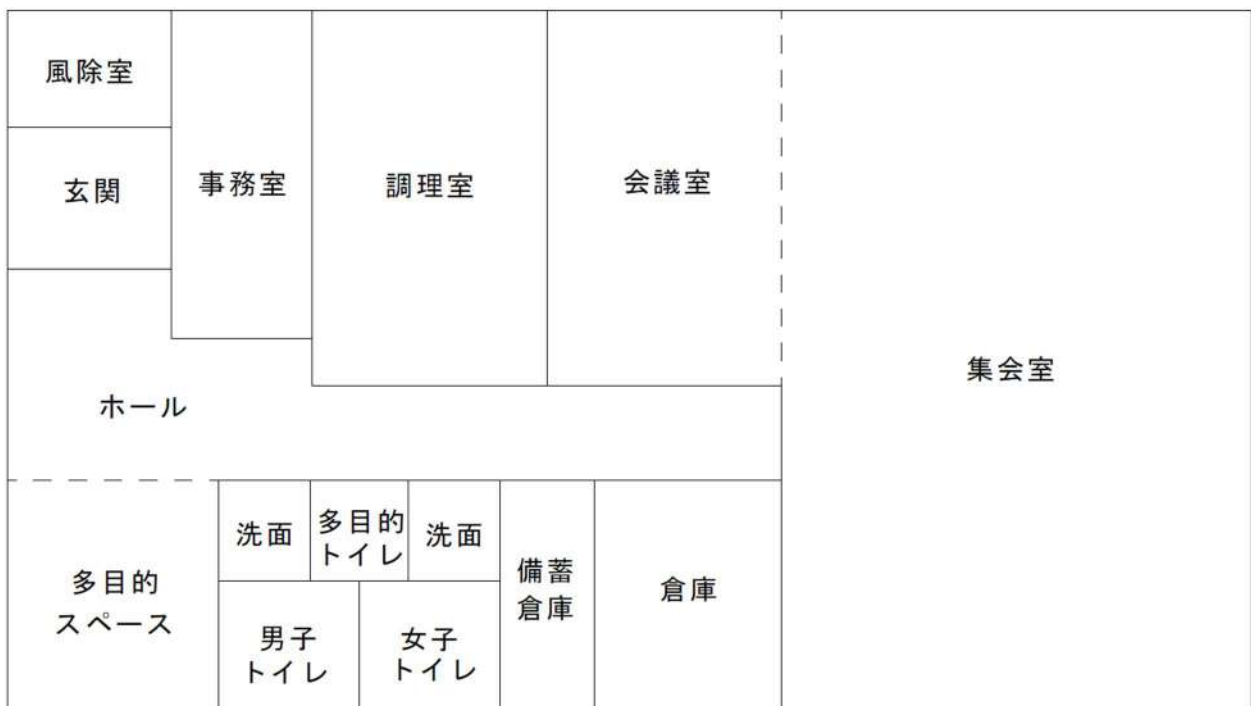
[内訳]

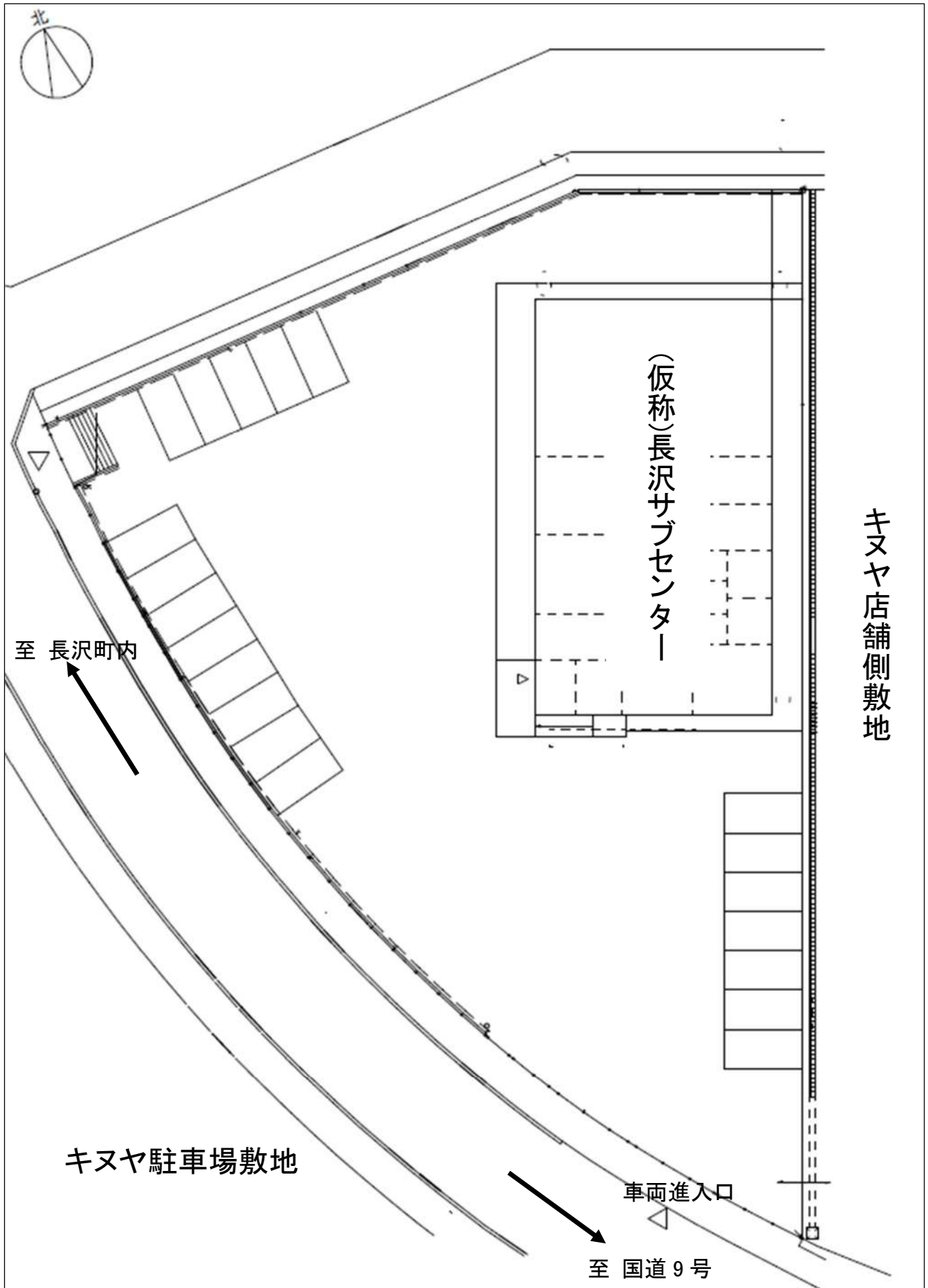
- ・用地取得費及び建物設計等経費 112,941 千円
- ・建物及び外構工事等経費 260,462 千円
- ・補償経費 100,000 千円

3 整備等スケジュール

- 令和5年8月10日 建物設計業務委託契約締結【契約相手方:有限会社畑岡設計】
 - 令和6年2月21日 土地売買及び補償費契約締結【契約相手方:株式会社キヌヤ】
 - 令和6年度中 建物設計業務完了・外構工事（造成・擁壁等）
 - 令和7年度中 建物工事及び外構工事（アスファルト舗装等）
- ※令和8年3月頃完成・供用開始予定

[建物平面イメージ]





浜田市社会福祉協議会が行う介護保険事業の今後の方針について

浜田市社会福祉協議会が令和6年3月31日をもって廃止を予定していた介護保険事業について、以下のとおり報告します。

1. デイサービス事業（野原デイサービスセンター）について

(1) 利用者の状況（令和6年2月末）

11月末時点の 利用者	移行完了者	3月末までに 移行予定者	移行できない者
50名	46名	4名	0名

(2) 今後のサービスのあり方について

浜田市社会福祉協議会による直営実施から第三者への再委託による実施へ変更する予定。ただし、再委託による事業開始時期は未定。

2. 訪問入浴介護サービス事業について

(1) 利用者の状況（令和6年2月末）

11月末時点の 利用者	移行完了者	3月末までに 移行予定者	移行できない者
7名	0名	1名	6名

(2) 今後のサービスのあり方について

利用者からの要望を受け、4月以降も指定事業者として事業を継続する。
(市の補助制度を設ける)

浜田市美又温泉国民保養センター再整備
基本構想及び基本計画について

浜田市美又温泉国民保養センター及び美又温泉地域の再整備における基本構想及び基本計画の策定状況についてご報告いたします。

- 1 委 託 先 中塩和彦建築設計事務所（広島市）
※プロポーザル方式にて選定
- 2 契約金額 5,995,000 円
- 3 契約期間 令和5年10月14日～令和6年3月22日

4 目 的

美又温泉国民保養センターの役割と現状の事業展開や運営状況について整理を行い、泉質を活かした美肌観光の中核施設として、美又地域再開発用地を含めた美又地域全体の再整備のための基本構想・基本計画の策定を目的とする。

5 業務内容

(1) 基本構想の策定支援業務

美又温泉国民保養センターのあり方（外湯施設の整備を含む）及び美又地域再開発用地の利活用方法について基本構想を作成する。

(2) 基本計画の策定支援業務

策定した基本構想に基づき、事業内容や施設構成、管理運営形態等を定めて計画を作成する。また、外湯施設の建築詳細設計への与件を整理する。

6 基本構想及び基本計画（概略）について 別紙のとおり

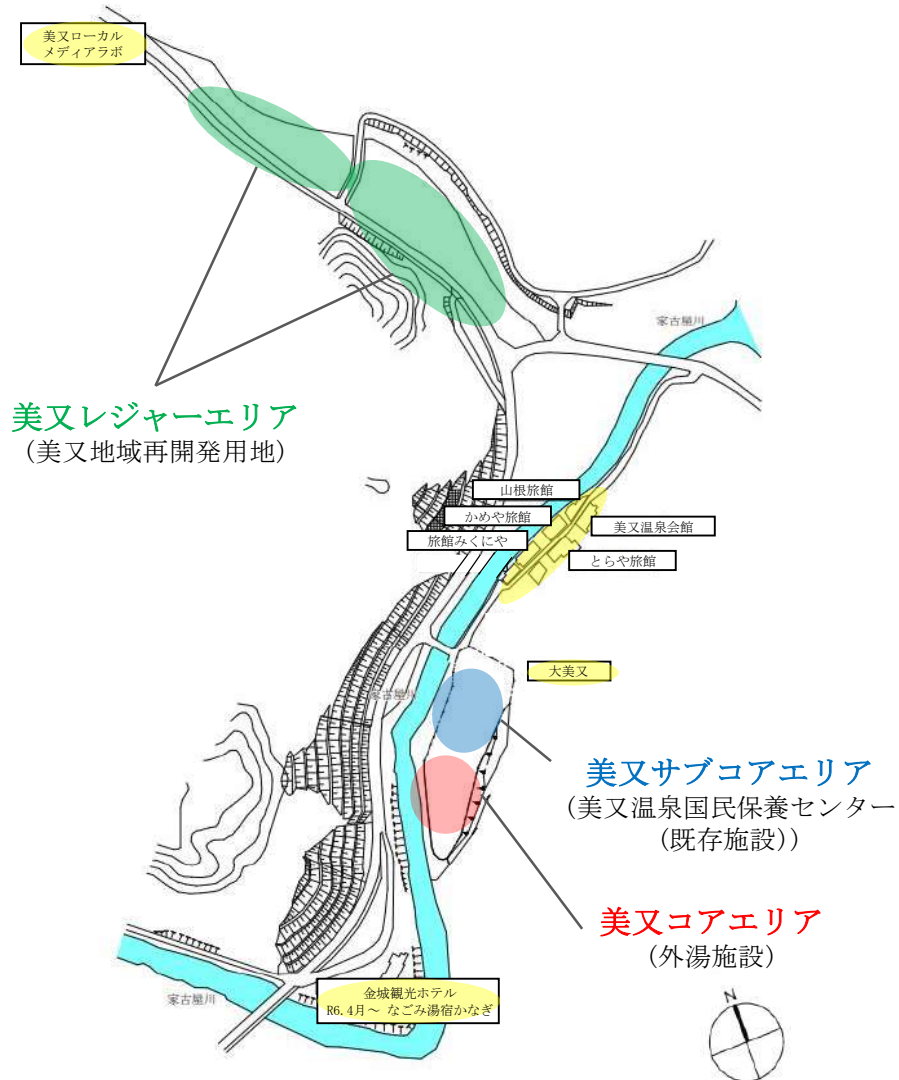
浜田市美又温泉国民保養センター再整備 基本構想・基本計画（概略）

令和6年3月

浜田市

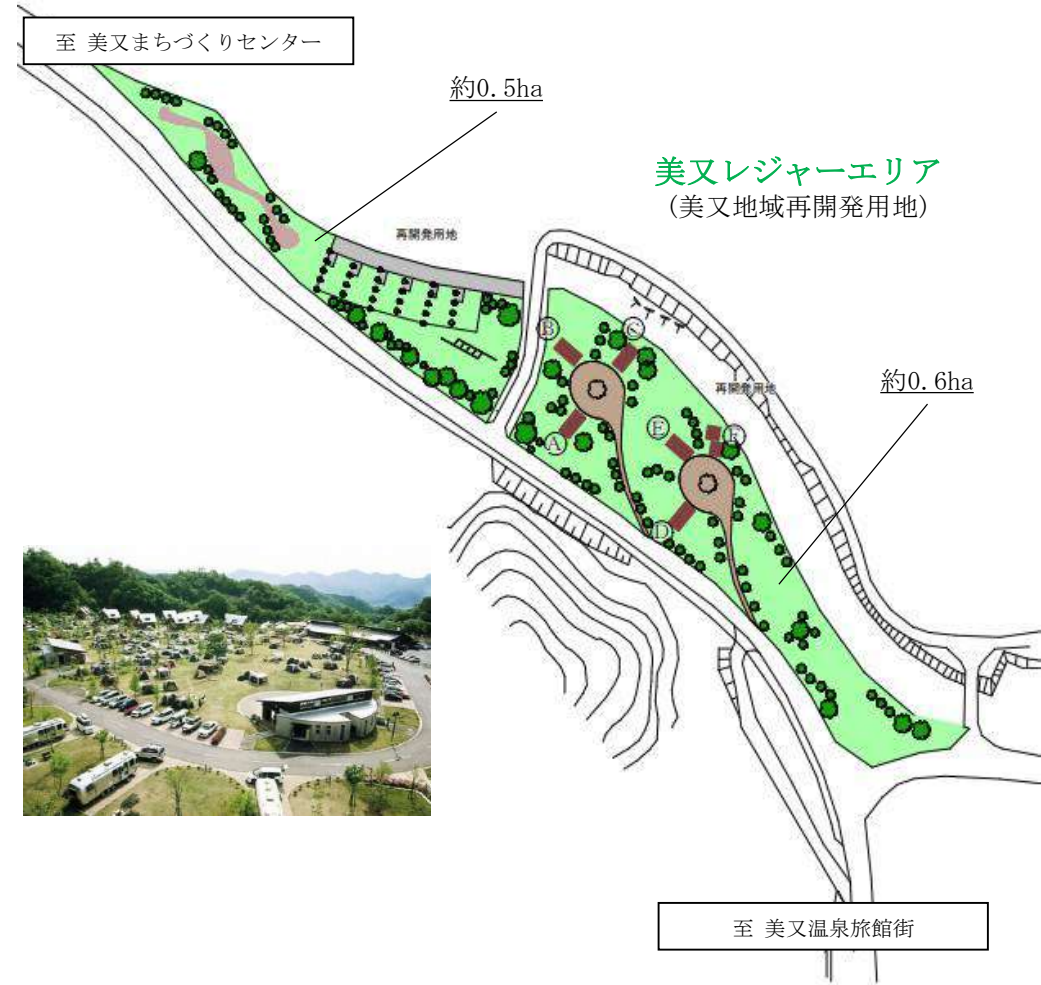
①美又温泉地域が目指す姿

本構想では建設予定である「外湯施設」と「美又温泉国民保養センター（既存施設）」、「美又地域再開発用地の整備計画」の3つを以下のようにエリア設定します。



②美又レジャーエリアについて

美又レジャーエリア（再開発用地）は、美又温泉街から少し離れていることから、民間活力によって開発を進めるエリアとし、開発例としては、ドッグラン、オートキャンプ場、子供の遊具を置いた広場や、温泉付簡易宿泊棟（コンテナハウス等）、長期滞在利用としての活用案及び10戸から15戸の温泉付きの分譲用地（別荘）などが考えられます。

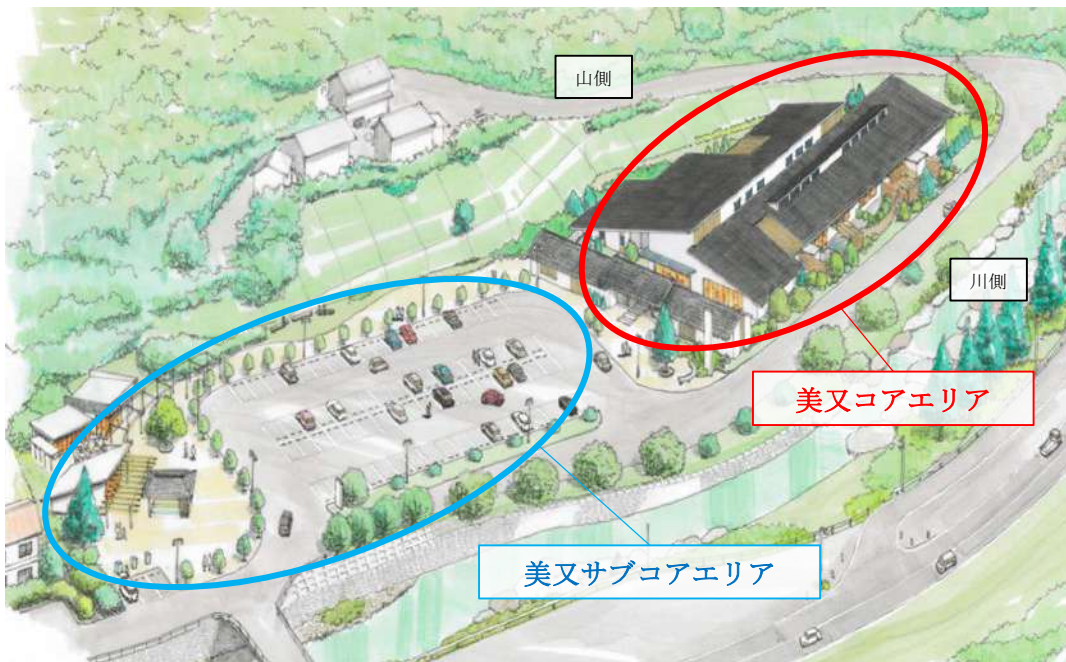


③美又コアエリア（外湯施設）について

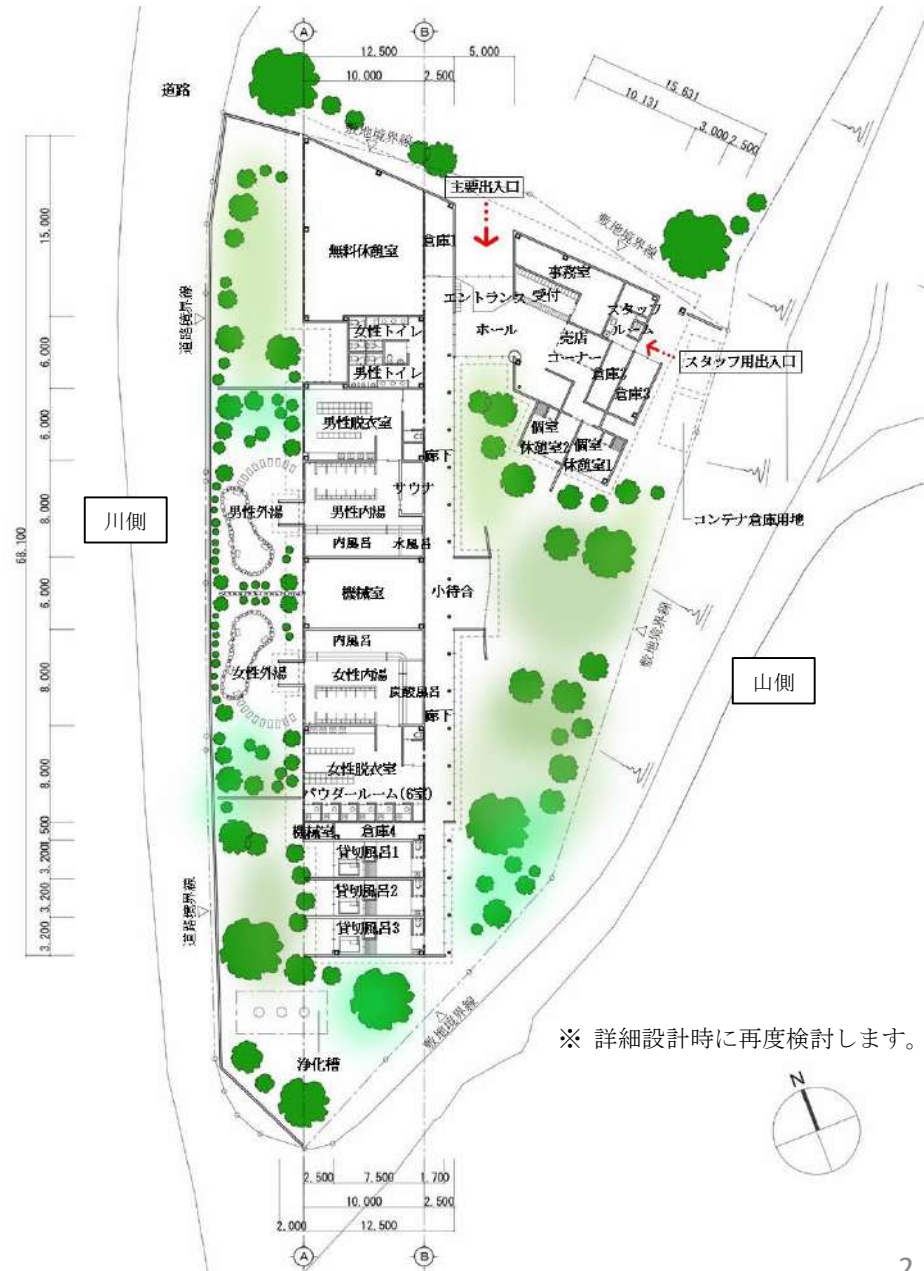
以下のコンセプトにもとづき外湯施設を建設し、指定管理制度など民間活力による運営を目指します。

- 「美肌の湯」を全面に押し出した計画とする
- エビデンスを最大限に活かすための取り組み
- 外湯施設に来てもらうための誘客戦略を練る
- 美又温泉地域の中心となる外湯施設とする

◎美又コアエリア及び美又サブコアエリア イメージ図（案）



④外湯施設の平面図計画(案)



※ 詳細設計時に再度検討します。

⑤外湯施設の誘客ターゲット

以下のとおり誘客ターゲットを設定します。

①30代から50代女性で美容等に関心のある方

美又温泉の泉質は全国屈指の「美肌の湯」であることから、お肌に対する悩みを抱える30代から50代の女性には最適で、お肌の悩みだけでなく、普段仕事や家事に追われていることから「ゆっくりした入浴」や「入念なスキンケア」が行えていない人が多い傾向にあります。

◆対応する施設機能◆

入浴後に時間を気にせずゆっくりとスキンケアやお手入れができる、半個室のパウダールームを女性脱衣室に設けます。

洗い場に設置するシャワーヘッドは美容に配慮したものを使用し、鏡や浴室灯などは女性に好まれるデザイン性の高いものを選定します。

②アトピー性皮膚炎などのお肌トラブルに悩んでいる方

美又温泉にはアトピー性皮膚炎やお肌に悩みを持った方のリピーターも多く、学術的・医学的にもエビデンスを得た泉質や美又温泉旅館組合が開発した美肌メニューなどを組み合わせた湯治などの提供が考えられます。

ただし、アトピー性皮膚炎などの皮膚疾患に悩む人の中には、肌を人に見られたくない等の気持ちに配慮した施設とします。

◆対応する施設機能◆

アトピー性皮膚炎等の身体的コンプレックスを抱える人が周りの目を気にせず美又温泉の湯に浸かれるように貸切風呂を設けます。

③日常的にスマホなどを利用している方

近年SNSの普及により、旅先や宿泊施設の事前調査はあたりまえの時代となり、また情報拡散による誘客効果は計り知れず、今後さらに普及することを想定した施設整備とします。

◆対応する施設機能◆

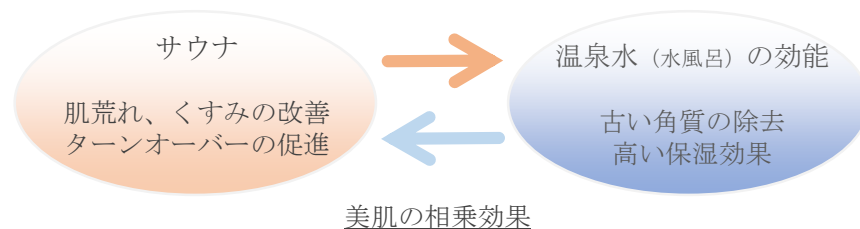
外湯施設の外観及び内観はSNSユーザーのニーズに合ったデザインとします。

⑥外湯施設的美肌機能

美肌の湯を前面に出した外湯施設として、男性浴室には「サウナ+温泉水の水風呂」、女性浴室には「炭酸風呂」を設置します。

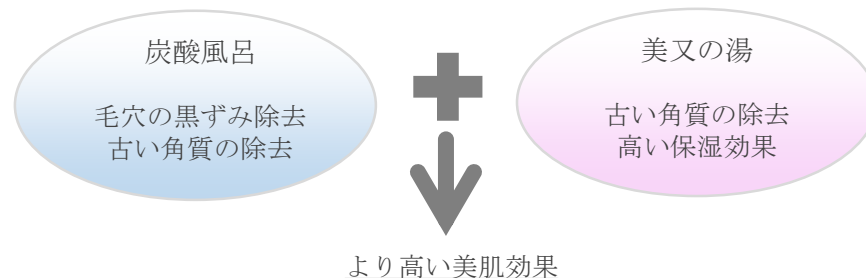
●サウナの美肌効果

肌荒れ、肌くすみの改善やターンオーバーの促進など様々な美肌効果があるとされています。また美又の温泉水には古い角質の除去と高い保湿効果があると学術的、医学的に立証されています。つまりサウナに入り、美又の湯の水風呂に浸かること、またそれを繰り返すことで、相乗効果により高い美肌効果が生まれます。



●炭酸風呂の美肌効果

炭酸の泡で皮脂などのタンパク質を吸着して毛穴の奥の黒ずみや汚れを落としてくれる、古い角質を落としてくれるなどの美肌効果があります。炭酸風呂と美又の温泉と掛け合わせることで、肌のターンオーバーはより促進され、入浴後は生まれ変わったような美肌を手に入れることができます。



⑦SNS映えに対応しうる施設整備の例

女性の脱衣室に設置するパウダールームをはじめ、訴求力の高いデザイン性のある施設整備を目指します。女性インテリアコーディネーターに依頼したデザインは以下のとおりです。

powderroomはシンプルだけどひとつひとつ品質の良いアイテムを。
身体もココロも満足できる体験を、空間とモノでコーディネートします。



- ①ティッシュBOX
- ②コットン・綿棒BOX
- ③ハンドソープディスペンサー
- ④トレイ
- ⑤ダストボックス
- ⑥ディフューザー



⑧近隣施設との比較

外湯施設の設備における浜田市近隣施設との比較について、下表のとおりとなります。美肌機能としてサウナや炭酸風呂を設置するほか、細かな設備面においても差別化を図っていきます。(※)

区分	外湯施設	美又温泉国民 保養センター (宿泊、飲食を除く)	リフレパーク きんたの里 (宿泊、飲食を除く)
施設 平米数	約1,100㎡	820㎡	1,072㎡
浴槽 (内風呂)	男湯：2つ (内風呂：20㎡ 17人程度) (水風呂：5㎡ 4人程度) 女湯：2つ (内風呂：25㎡ 21人程度) (炭酸風呂：11㎡ 9人程度)	男女ともに 3つ (内風呂2つ、水風呂)	男女ともに 1つ
露天風呂	男女ともに 1つ (大きい岩風呂：20㎡ 15人程度)	—	男女ともに 2つ
サウナ	男湯：あり (7人程度) 女湯：なし	男女ともに あり	男女ともに あり (ミストサウナ)
洗い場	男女ともに 12カ所	男女ともに 13カ所	男湯：12カ所 女湯：14カ所
ロッカー	男湯：56カ所 女湯：54カ所	男女ともに 38カ所	男女ともに 48カ所

※ 基本計画における内容であり、詳細設計時に再度検討します。

⑨施設利用料金について

施設の利用料金（案）を下表のとおり想定しております。施設整備費用や施設管理運営費等のコストや今後の経済状況などを考慮しながら検討を進めていきます。（※）

区分	外湯施設	美又温泉国民保養センター (参考)
一般 大人	1,000円	600円
一般 子供	500円	300円
市民 大人	900円	(設定なし)
市民 子供	450円	(設定なし)
回数券 大人	800円	500円
回数券 子供	400円	(設定なし)

※ 基本計画における試算であり、詳細設計時に再度検討します。

⑩年間収支の試算について

想定した利用者数、利用料金、施設計画にもとづき、施設運営の年間収支（案）について、下表のとおり想定しています。（※）

区分	項目	外湯施設
収入	入浴客数	63,450人 (美又温泉国民保養センター (R4年度) : 46,591人)
	利用金収入	78,555千円
支出	光熱水費、人件費 ほか経費の合計	76,527千円
収支	収入－支出	2,027千円

※ 基本計画における試算であり、詳細設計時に再度検討します。

⑪美又サブコアエリアについて

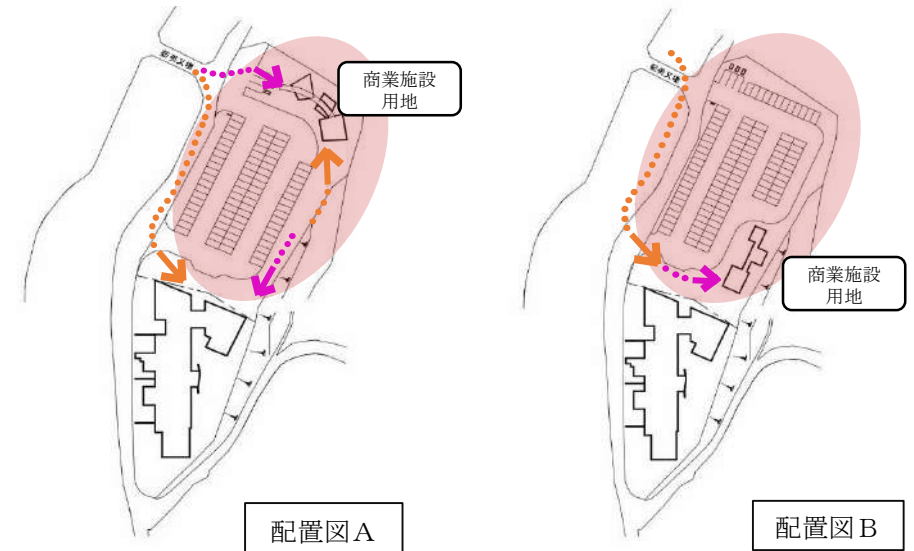
●現在の美又温泉国民保養センターについて

昭和44年築で建築基準法の旧耐震基準の建物で、老朽化も進んでいることから、解体撤去します。（現美又温泉国民保養センターの指定管理期間が令和8年3月末までであることも踏まえ、解体時期については別途検討いたします。）

●美又温泉国民保養センター解体撤去工事 完了後

- ・ 駐車場を整備します
- ・ 美又温泉スタンドを移設します
- ・ 飲食店等の商業施設用地を整備します → 民間事業者を公募し用地を貸付

●配置案について



外湯施設と商業施設を駐車場をはさむ配置とし、敷地全体の回遊性を高めることで既存地元温泉街へ人を導き美又温泉地域全体の活性化を図る案

外湯利用者の利便性と、外湯指定管理者が商業施設を整備した場合に施設管理の効率化を図ることのできる案

- 商業施設利用者の動線
- 外湯施設利用者の動線

浜田市地域交流プラザ「まんてん」の指定管理者の撤退について

当施設の管理運営を担う株式会社未来販売堂より、今年度末で撤退の申出がありましたので、報告します。

1 指定管理施設等

施 設 名：浜田市地域交流プラザ「まんてん」（浜田市旭町丸原 1529-11）

指 定 管 理 者：株式会社 未来販売堂 代表取締役 岡村 宏

指定管理期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（5 年間）

2 申入れ内容

指定管理期間内（2 年目）であるが、本年 3 月末で指定管理を撤退する申し出
自主事業の施設店舗及び移動販売の終了

R6. 2. 22 臨時株主総会 本年 3 月末日をもって指定管理業務撤退を決議

R6. 2. 26 (株)未来販売堂から指定の取消しの申出書の提出

3 撤退理由

店舗営業の不振、コンビニエンスストアの新規出店による顧客の減少に加え、
コロナ感染防止による往来の減少、旭温泉旅館の休業など社会経済環境の変化に
より、売り上げが急減した。よって、指定期間中ではあるが、経営継続は困難と
臨時株主総会で決議され、やむなく本年 3 月末日に撤退を決断された。

4 今後の管理運営について

(1) 令和 6 年度について

当面の間、休止とする。

・山陰合同銀行 ATM 及び施設トイレは 1 年間維持管理の予定。

※指定管理業務に含まない「移動販売」（自主事業）については、別業者と
事業継承に向け協議中。

(2) 令和 7 年度以降について

施設の最適なあり方を関係機関と協議し、早期に方向性を検討する。

5 管理費用について

令和 6 年度施設管理費用：補正予算として令和 6 年 3 月定例会議へ追加提案

浜田市ふるさと体験村施設の状況等について

1 運営状況について

(1) 事業別売上

単位：千円

項目	4月～ 11月	12月	1月	2月	合計		
					計画	実績	対比
宿泊事業	1,735	52	—	—	7,394	2,437	33.0%
体験交流事業	296	65	—	—	4,341	361	8.3%
飲食事業	3,691	689	338	66	5,606	5,968	106.5%
物品販売事業	239	131	4	—	2,197	428	19.5%
合計	5,961	937	342	66	19,538	9,194	47.1%

(2) 宿泊組数・人数

単位：組・人

項目	4月～ 11月	12月	1月	2月	合計		
					計画	実績	対比
宿泊組数	82	2	—	—	321	101	31.5%
宿泊人数	381	8	—	—	763	490	64.2%

2 今後の予定について

(1) 営業開始

令和 6 年 3 月 1 日(金)より営業開始

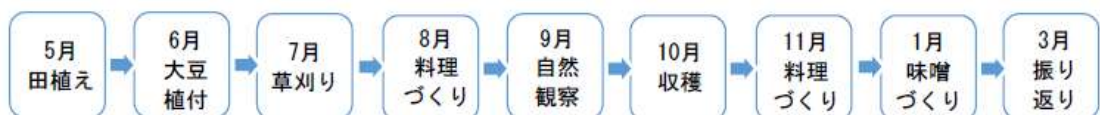
(2) 体験交流

農業体験を中心に地元住民を講師とした年間プログラムを実施

ア 目的

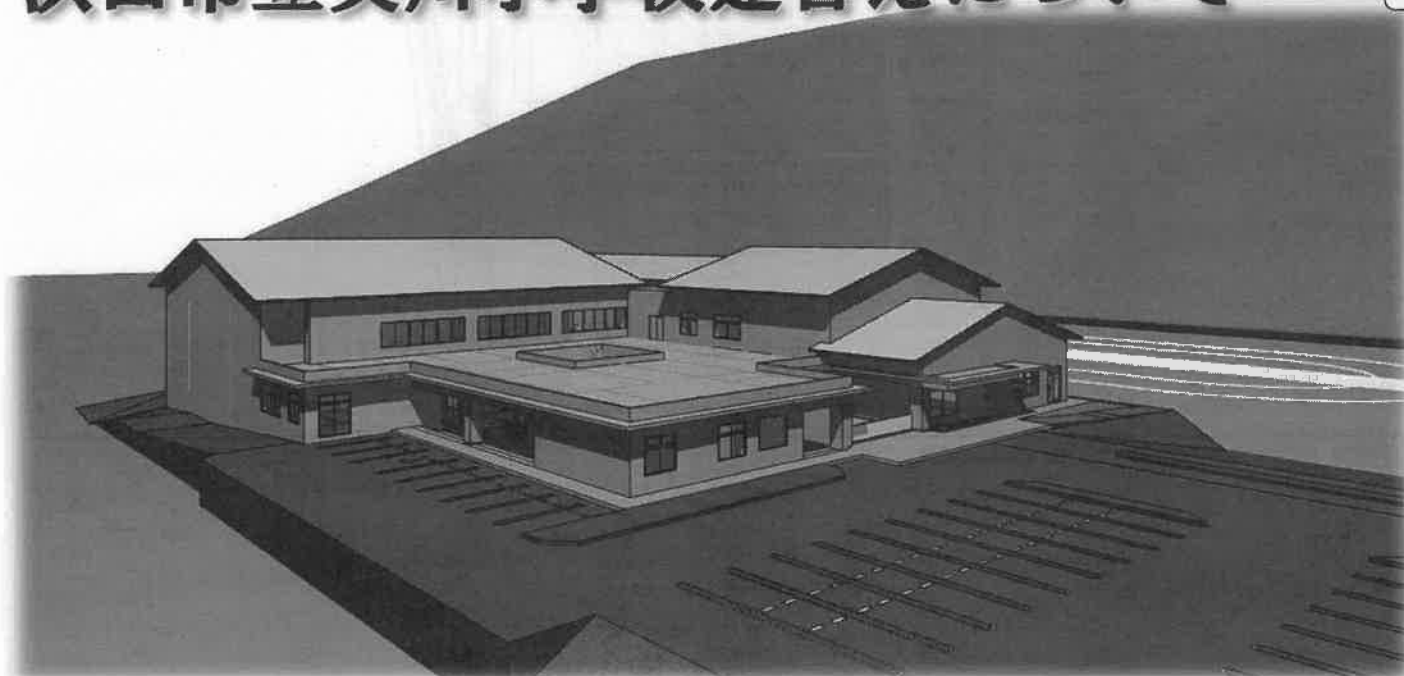
- ・学びの場づくり
- ・地域の情報発信
- ・コミュニティづくり

イ 年間プログラム(予定)



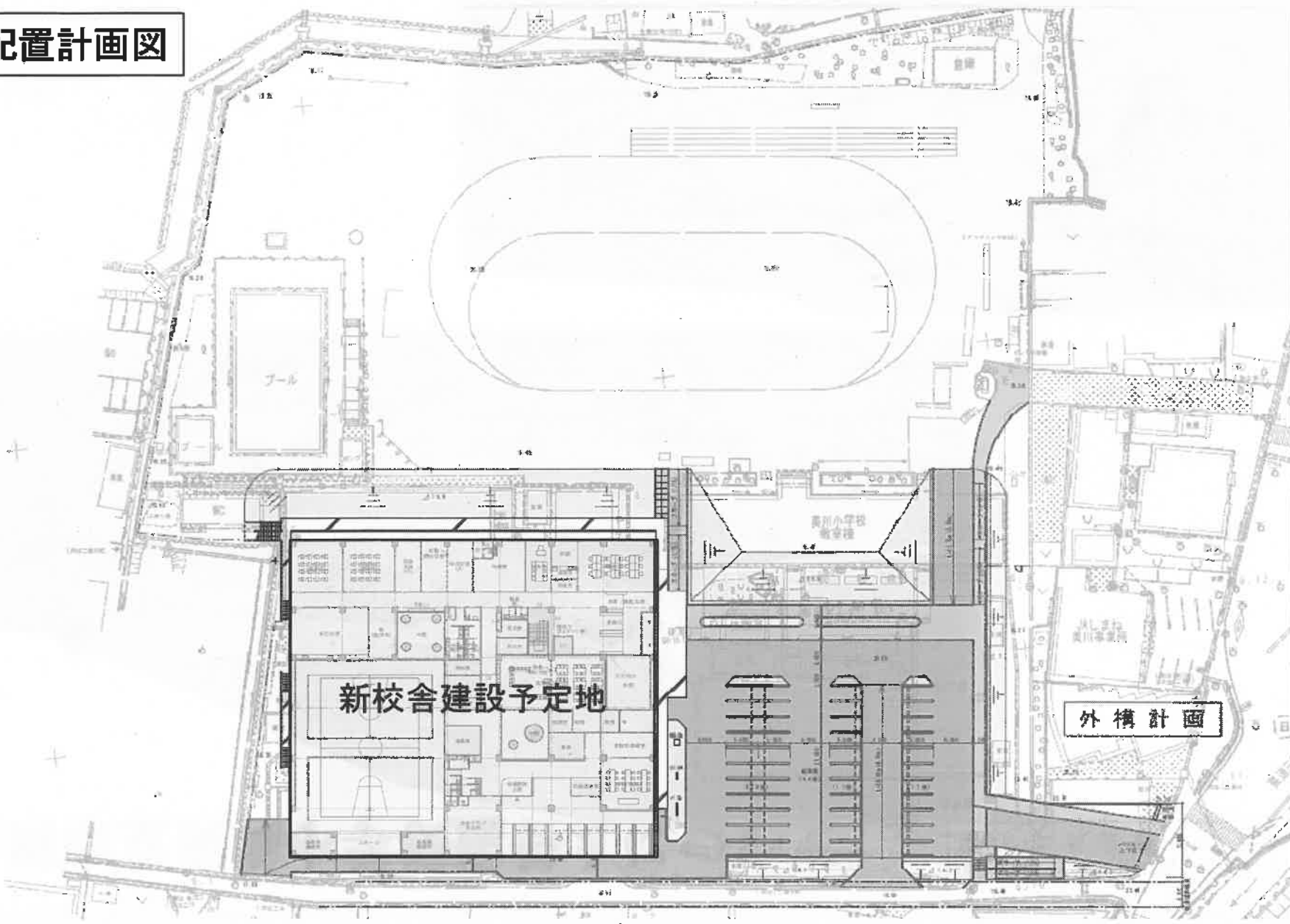
浜田市立美川小学校建替えについて

令和6年3月18日
議会全員協議会資料
教育委員会教育総務課

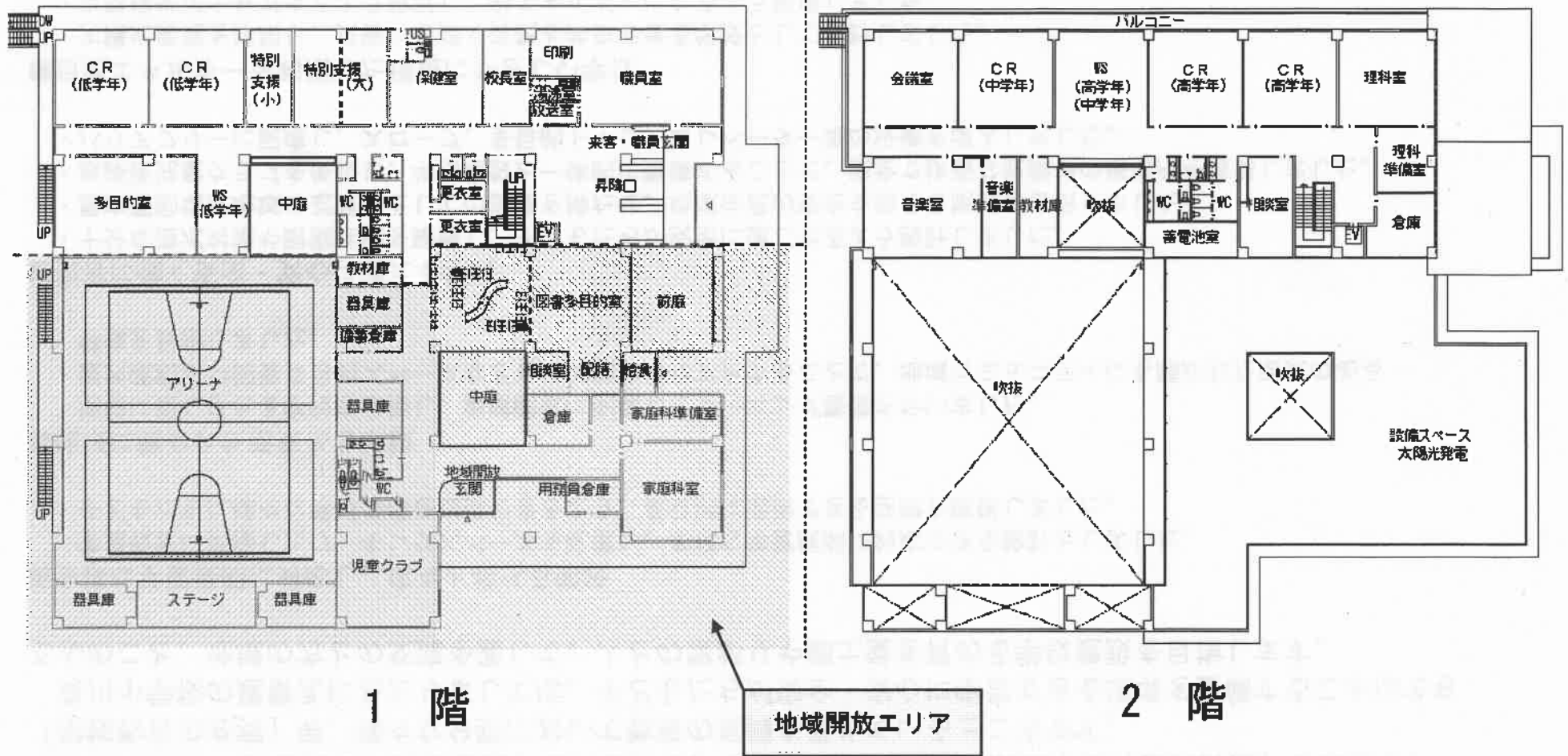


1 概要計画図面

1. 配置計画図



2. 平面計画図



3 階 平面計画図

3. 基本設計の要旨

本市では、「夢を持ち、郷土を愛する人を育む」を基本理念とした「浜田市教育振興計画」を策定し、「学校教育の充実」等、様々な分野において教育の振興を進めているところです。

美川小学校の建替えにあたりましては、子どもたちが安全・安心に学習できる環境を整備することはもちろんのこと、地域の方との交流を通して、人との繋がりや郷土愛を育める学校建設を目指します。

■多様な学習展開に対応し、広々と学べる学校

- ・普通教室に隣接したワーキングスペースを配置し、多様な学習展開に対応できる設計としました。
- ・子どもたちに様々な学びの場を提供できるよう、多目的に活用できる空間を確保しました。

■地域に開かれた活気ある学校

- ・地域に親しまれる学校を目指し、地域開放に配慮したゾーニング整備を行いました。
- ・屋内運動場や図書多目的スペースなどを地域開放エリアとすることで、地域コミュニティにも開かれた活気のある学校を目指しました。

■災害に強く安全・安心に通える学校

- ・十分な浸水対策や耐震性能を確保し、子どもたちが安全に過ごせるよう設計しました。
- ・屋内運動場は地域の避難所としての機能を持たせ、地域住民の安全も担える施設を目指しました。
- ・放課後児童クラブを併設し、学校施設と一体的に整備することで、安全で快適な放課後の居場所を確保しました。
- ・バリアフリーに配慮し、スロープ、多目的トイレ、エレベーター等の設備を導入しました。

■自然エネルギーを利用した環境にやさしい学校

- ・太陽光発電を採用し、災害にも強く自然と共生できる学校として設計しました。
- ・自然採光が十分できるよう設計し、省エネルギーになるよう配慮しました。

4. 施設概要

- ・所在地 島根県浜田市内田町1020番地
- ・構造 鉄筋コンクリート造(一部2階建て)
- ・敷地面積 17,265㎡
- ・建物面積 約3,203㎡ (校舎: 2,227㎡ 屋内運動場: 893㎡ 児童クラブ: 83㎡)
- ・児童数 49人(令和9年4月1日予定)
- ・供用開始 令和9年4月(予定)

5. 今後のスケジュール(予定)

	R5年度			R6年度			R7年度			R8年度			R9年度			R10年度								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本設計																								
実施設計																								
四中解体工事																								
美川小学校建設工事 (移転準備含む)																								
新美川小学校供用開始																								
旧美川小学校解体工事																								
外構工事																								

行政視察報告

令和6年2月20日（火）～ 2月21日（水）

福祉環境委員会

1、視察目的

視察及び意見交換の目的

現在、当委員会が取り組んでいる「健康寿命の延伸」「カーボンニュートラルの推進」を具現化するために、先進地である北栄町及び島根大学医学部附属病院総合診療医センター並びに株式会社イーグリッドが取り組まれている脱炭素ロードマップ並びに健康省エネ住宅及び総合診療医育成並びに医療MaaSの取組について調査する。

2、視察先一覧

(1) カーボンニュートラル施策(脱炭素ロードマップ)及び健康寿命延伸施策としての住宅改善(健康省エネ住宅)について

@鳥取県東伯郡北栄町

【選定理由】

「先進的な脱炭素、省エネの取組」に力を入れると共に、健康寿命の延伸を目指した健康省エネ住宅の重要性を訴え、健康寿命延伸と脱炭素を目指して、省エネ改修補助金制度を活用し持続可能なまちづくり推進に取り組んでいる。浜田市も二酸化炭素実質排出量ゼロに向け北栄町の先進的な取組を参考に、市民とともに取り組んでいく教科書とする。



2、意見交換先一覧

(2) 島根大学医学部附属病院総合診療医センター

(総合診療医センターの設置目的や医師育成及び確保における取組、健康寿命延伸に関する地域の取組等について)

@島根県出雲市

【選定理由】

浜田圏域でも医師や診療科の不足が大きな課題であり、住み慣れた地域で安心して医療を受け入れるために、包括的医療を実践する総合診療医の必要性を感じることから、浜田圏域の医療の現状と課題を伺うため



2、意見交換先一覧

(3) 株式会社イーグリッド（医療MaaS）

@ 島根県出雲市

【選定理由】

中山間地を抱え高齢化が進む中で安定した地域医療の確保は、極めて重要な政策と考える。

当市においても中山間地域の医療課題を解決するために、MaaS取組課題の一つである健康寿命延伸の参考としたいと考え、医療 MaaSの有効性の検討、具体的な実証実験の可能性を議論するために調査する。



3、視察報告

(1) 鳥取県北栄町

【視察先の概要】

- 鳥取県中部にある町、日本海に面し海岸線には北条砂丘があり日本海気候で豪雪地帯でもある。面積：56.94km² 世帯数：5,481世帯（令和6年2月1日現在）人口：14,321人
- 「風のまち」早くから町営の風力発電事業を運営し再生可能エネルギー導入と令和5年4月に脱炭素ロードマップを策定。
- 「農業のまち」主な産業は農業で、長芋、スイカ、ラッキョウ、ブドウの産地。
- 気候非常事態宣言を令和元年12月に表明。再生可能エネルギーの最大限の活用と徹底した省エネ、地域でお金が回る仕組みづくり、防災にも役立つ分散型エネルギーシステムの構築。
- 観光は名探偵コナンの発祥地としても有名である。

【ポイント】

- 町営の風力発電が運用されFIT制度（固定価格買取制度：系統連系後20年間）終了後の撤去を予定しているが、その後は民間事業者による新たな風力発電所の設置が予定されている。
- 小学4年生を対象にした環境家計簿プロジェクトを実施し、家庭でのエネルギー消費を記録させることで環境意識を高めている
- 健康寿命の延伸を目指して住宅の省エネ改修に補助金を設け地元事業者による断熱改修工事を支援している。県も国基準ZEHを上回る戸建・賃貸に健康省エネ住宅の補助制度を設けている



* 住民参加型の環境イベントの様子



* 北条砂丘風力発電所 1,500KW 9基 平成17年11月完成

3、視察報告

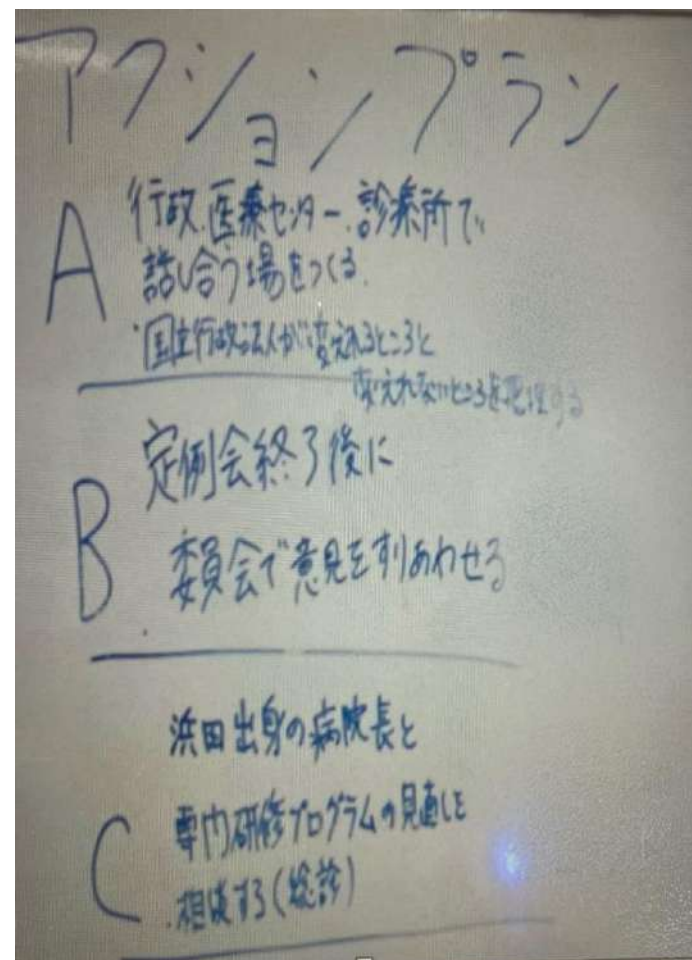
(2) 島根大学医学部附属病院総合診療医センター

【意見交換先の活動紹介と意見交換会概要】

- 総合診療医の需要：多様な医療ニーズに対応するために非常に求められている。多職種との連携や地域医療の連携強化において中心的な役割を担っている。
- 総合診療医の育成状況：島根県の総合診療専攻医割合は全国平均2%程度の中、15%近くを占めており4年連続日本一を達成。
- 地域医療：遠隔医療の拡充、総合診療医の育成強化、予防医療と健康支援の推進など、多方面にわたる事業に取り組みたい。
- 浜田市、浜田医療圏の取り組むべきこと：石見地方での医師確保が難しい理由には、医師の働き方、インセンティブの不足、地域医療への理解不足などがある。

【ポイント】

- ロールモデルの確立 経験豊富な総合診療医を地域に招聘し、若手医師の指導環境を整える 加えて研修医をあたたく受け入れる雰囲気づくりが不可欠。
- 診療体制のアップデート 最新の医療技術と診療体制の見直しを通じて、効率的で質の高い医療サービスを提供する。
- 地域環境の整備 医療提供環境のみならず地域に定着しやすいように、住宅・教育・環境の充実にも配慮する。
- 医療ビジョンの策定 長期的な医療ビジョンを策定し、当該圏域における医療の将来像を明確にする。



* 研修医と委員による各グループのアクションプラン

4、考察

～ 今後の取組に向けて～

カーボンニュートラルに向けた取組について

1. 目標に対して具体的な事業をまちづくりとしての取組へ
2. 環境教育の推進
3. 健康と環境のテーマを身近で複合的に考えることの重要性
4. 地域の実情と目標の差異を明らかにして、浜田市地球温暖化対策

実行計画に取り組んでいく

4、考察

～ 今後の取組に向けて～

浜田圏域の医療について

1. 総合診療医の育成→ロールモデルづくり 受入れ態勢で求められること、地域環境づくりも重要
2. 医療ビジョンの策定
3. 浜田医療圏域の関係者との協議（県を含め）
4. 議会として具体的な検討をしたい

4、考察

～ 今後の取組に向けて～

(株) イーグリッド (医療MaaSについて)

1. 地域課題解決に向けて投資的な考え方が必要で、ふるさと寄附を
充当してはどうか
2. 医療MaaSをはじめITを活用した診療環境のアップデートが必要
3. 技術的には可能。積極的な社会実験

4、考察

～ 全体を通じて～

カーボンニュートラルに向けた取組について

当市でも地球温暖化計画が策定されたが、この計画の推進を追いかけるとともに、地域井戸端会などにおいて、環境というテーマで、市民との情報交換を積極的に行っていききたい。

4、考察

～ 全体を通じて～

浜田圏域の医療について

具体的なアクションとして、地域の医療関係者との意見交換の開催を

申し入れることとしており、「ロールモデルの確立」「診療体制の

アップデート」「地域環境の整備」「医療ビジョンの策定」を中心に

議論を深めていきたい。

4、考察

～ 全体を通じて～

医療MaaSについて

地域医療の問題を変革するといったイノベーションを地域レベルで実

装するためには、技術的な整備だけでなく、社会的な準備も必要であ

る。地域社会、政策立案者、医療提供者間の協力が不可欠。この課題


解決については、投資的なスタンスを持って、ふるさと応援基金を充

当しながらその推進を図られたい。

(了)

福祉環境委員会


陳情審査結果等報告書

※議員ごとの賛否と反対理由はこちらをクリックしてください  (該当ページへ移動)

(令和6年3月定例会議審査分)

受付年月日	番号	件名	陳情者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	備考
R5. 11. 17	123	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の施設の方向性の検討に関し、市が求める費用対効果についてわかりやすい説明を求める陳情について	浜田市国分町 三島 淳寛	総務文教委員会	R5. 12. 1	R5. 12. 11 ↓ R6. 3. 5	継続審査 ↓ 賛成全員採択	
R5. 12. 18	124	訪問入浴介護サービスの存続を求める陳情について	大野 渉 山本 秀篤 河上 一男 内藤 隆司 高橋 美穂子	福祉環境委員会	R6. 2. 26	R6. 3. 6	賛成全員採択	
R6. 2. 7	125	石見まちづくりセンター研修室床の修理の陳情について	浜田市国分町 新日本婦人の会浜田支部 支部長 宅和 博子	総務文教委員会	R6. 2. 26	R6. 3. 5	賛成全員採択	
R6. 2. 9	126	郷土資料館・石見神楽伝承館整備の検討において市民主体の手法を取り入れることを求める陳情について	浜田市松原町 西川 真午	総務文教委員会	R6. 2. 26	R6. 3. 5	賛成全員採択	
R6. 2. 9	127	スケート場調査報告書の検証を求める陳情について	浜田市松原町 西川 真午	総務文教委員会	R6. 2. 26	R6. 3. 5	賛成全員採択	
R6. 2. 9	128	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、機能転用（用途変更）した場合の利用想定、収支想定について、分かりやすい説明を求める陳情について	浜田市国分町 三島 淳寛	総務文教委員会	R6. 2. 26	R6. 3. 5	賛成全員採択	
R6. 2. 9	129	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、報告書で比較検討する3つの用途ごとに経済効果の比較検討結果の説明を求める陳情について	浜田市国分町 三島 淳寛	総務文教委員会	R6. 2. 26	R6. 3. 5	賛成全員採択	
R6. 2. 9	130	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関するアンケート調査について、わかりやすい説明を求める陳情について	浜田市国分町 三島 淳寛	総務文教委員会	R6. 2. 26	R6. 3. 5	賛成全員採択	


陳情審査結果等報告書

※議員ごとの賛否と反対理由はこちらをクリックしてください  (該当ページへ移動)

(令和6年3月定例会議審査分)

受付年月日	番号	件名	陳情者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	備考
R6.2.9	131	人事案件も陳情でやるべきではないかという陳情について	浜田市日脚町 森谷 公昭	議会運営 委員会	R6.2.26	R6.2.29	賛成なし 不採択	
R6.2.9	132	裁判中の案件も陳情でやるべきという陳情について	浜田市日脚町 森谷 公昭	議会運営 委員会	R6.2.26	R6.2.29	賛成なし 不採択	
R6.2.9	133	メールで済むことは足並みをそろえて合理化をという陳情について	浜田市日脚町 森谷 公昭	議会運営 委員会	R6.2.26	R6.2.29	継続審査	【継続審査の理由】 今後、議会運営委員会の中で整理していく事項であり、条例整備に沿って考えていくべきであるため。
R6.2.9	134	二元代表制の本質を考え、疑わしいものは「市の説明を信じた決定」をしないようにすべきという陳情について	浜田市日脚町 森谷 公昭	議会運営 委員会	R6.2.26	R6.2.29	賛成なし 不採択	
R6.2.9	135	複合施設の決定プロセスの説明を市民にしてほしいという陳情について	浜田市日脚町 森谷 公昭	総務文教 委員会	R6.2.26	R6.3.5	賛成全員 採択	
R6.2.9	136	スケート場が廃止の流れの中で、説明のエビデンスの具体性がないので再考をという陳情について	浜田市日脚町 森谷 公昭	総務文教 委員会	R6.2.26	R6.3.5	賛成全員 採択	
R6.2.9	137	ふるさと寄附のお金は気軽に箱物に使うてほしくないという陳情について	浜田市日脚町 森谷 公昭	産業建設 委員会	R6.2.26	R6.3.7	賛成少数 不採択	
R6.2.9	138	人口減少ということで騒がず、人口減少の後に来るものを明確にし、それが、騒ぐべきものかどうかを判断してほしいという陳情について	浜田市日脚町 森谷 公昭	総務文教 委員会	R6.2.26	R6.3.5	賛成なし 不採択	
R6.2.9	139	二元代表制の守られていない例を参考にして、活動してくださいという陳情について	浜田市日脚町 森谷 公昭	議会運営 委員会	R6.2.26	R6.2.29	賛成少数 不採択	

陳情審査結果等報告書

※議員ごとの賛否と反対理由はこちらをクリックしてください  (該当ページへ移動)

(令和6年3月定例会議審査分)

受付年月日	番号	件名	陳情者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	備考
R6.2.9	141	人口減少は具体的に何が問題かを明確にしてほしいという陳情について	浜田市日脚町 森谷 公昭	総務文教 委員会	R6.2.26	R6.3.5	賛成なし 不採択	
R6.2.9	142	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、スケート場として存続する場合の想定について、最も費用対効果の高い駆動方式の採用を求める陳情について	浜田市国分町 三島 淳寛	総務文教 委員会	R6.2.26	R6.3.5	賛成全員 採択	

浜田地区広域行政組合議会開催状況等について

浜田地区広域行政組合
令和6年3月18日

1 本 会 議

(1) 第102回定例会 令和5年3月23日（木） 10:16～15:32 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	議 題	概 要	結 果
議案第1号	工事請負契約の締結について（エコクリーンセンター基幹的設備改良工事）	公募型プロポーザルに付したエコクリーンセンター基幹的設備改良工事について請負契約を締結するため議会の議決を求める（契約金額49億8,080万円）	原案可決
議案第2号	令和4年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）	歳入歳出の総額にそれぞれ876万円を追加し、補正後の予算総額を9億8,671万5千円とする	原案可決
議案第3号	令和4年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）	歳入歳出の総額からそれぞれ2億3,329万円を減額し、補正後の予算総額を119億6,015万6千円とする	原案可決
議案第4号	令和5年度浜田地区広域行政組合一般会計予算	予算額 12億2,216万8千円	原案可決
議案第5号	令和5年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計予算	予算額 117億2,170万1千円	原案可決

(2) 第103回臨時会 令和5年6月13日（火） 10:15～10:28 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	議 題	概 要	結 果
議案第6号	和解及び損害賠償額の決定について	和解及び損害賠償額を決定することについて議会の議決を求める	原案可決
議案第7号	令和5年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出の総額にそれぞれ66万円を追加し、補正後の予算総額を117億2,236万1千円とする	原案可決

(3) 第104回定例会 令和5年10月5日（木） 8:57～12:04 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	議 題	概 要	結 果
認定第1号	令和4年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について	監査委員の意見を付して議会の認定を受ける	認定
認定第2号	令和4年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	監査委員の意見を付して議会の認定を受ける	認定
議案第8号	浜田地区広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	本組合が準用する浜田市の関係条例等が令和5年4月1日付けで廃止又は一部改正されたことにより所要の改正を行う	原案可決
議案第9号	令和5年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	歳入歳出の総額にそれぞれ2,742万8千円を増額し、補正後の予算総額を12億4,959万6千円とする	原案可決
議案第10号	令和5年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	歳入歳出の総額にそれぞれ4億9,377万1千円を増額し、補正後の予算総額を122億1,613万2千円とする	原案可決

(4) 第105回臨時会 令和5年12月21日（木） 9:59～10:46 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区 分	議 題	概 要	結 果
議案第11号	浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について	事業系直接搬入可燃ごみ10キログラム当たり101円を100円に改める	原案可決

議案第12号	工事請負契約の変更について	エコクリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約について変更（変更後の契約金額53億4,009万6,300円）	原案可決
議案第13号	令和5年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	歳入歳出の総額からそれぞれ8,438万1千円を減額し、補正後の予算総額を11億6,521万千円とする	原案可決
議案第14号	令和5年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）	歳入歳出の総額にそれぞれ390万4千円を追加し、補正後の予算総額を122億2,003万6千円とする	原案可決
同意第1号	浜田地区広域行政組合監査委員の選任について	監査委員の任期満了に伴い新たな選任について議会の同意を求める	同意 (野上 俊文)
同意第2号	浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について	公平委員会委員の任期満了に伴い新たな選任について議会の同意を求める	同意 (小澤 孝子)
同意第3号	浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について	公平委員会委員の任期満了に伴い新たな選任について議会の同意を求める	同意 (牛尾 祐治)
同意第4号	浜田地区広域行政組合公平委員会委員の選任について	公平委員会委員の任期満了に伴い新たな選任について議会の同意を求める	同意 (久保田 英治)
同意第5号	浜田地区広域行政組合監査委員の選任について	監査委員の辞職に伴い新たな選任について議会の同意を求める	同意 (大谷 学)

2 全員協議会

(1) 令和5年3月23日（木）10:02～10:15 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区分	内容	概要
報告事項 1	エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務について	資料を配付し、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務について報告

(2) 令和5年6月13日（火）10:00～10:10 浜田市役所 5階 議会全員協議会室

区分	内容	概要
報告事項 1	和解及び損害賠償額の決定について	資料を配付し、和解及び損害賠償額の決定について報告

(3) 令和5年10月3日（木）10:01～11:03 エコクリーンセンター 2階 研修室

区分	内容	概要
報告事項 1	エコクリーンセンター基幹的設備改良工事の変更と進捗状況について	資料を配付し、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事の変更と進捗状況について報告
報告事項 2	令和4年度介護保険事業の状況について	資料を配付し、令和4年度の介護保険事業の状況について報告
報告事項 3	第8期介護保険事業計画における介護サービスの整備について	看護小規模多機能型居宅介護の整備について報告
報告事項 4	第9期介護保険事業計画の策定に係る委員会開催スケジュールについて	第9期介護保険事業計画の策定に当たり実施した策定委員会についてと今後の予定を報告

(4) 令和5年12月26日（火）9:54～11:49 エコクリーンセンター 2階 研修室

区分	内容	概要
報告事項 1	エコクリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について	資料を配付し、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について報告
報告事項 2	第9期介護保険事業計画について	資料を配付し、第9期介護保険事業計画の策定状況について報告

浜田市土地開発公社理事会開催状況等について

(R5. 2～R6. 2開催分)

令和6年3月作成

第263回理事会 (令和5年3月28日開催)

- | | |
|--|------|
| 議第6号 令和5年度浜田市土地開発公社事業計画の変更について
今年度の事業実績に応じた事業計画(精算見込み額)を計上
〔継続事業〕 原井小学校跡地取得造成事業
(保有土地の管理業務)
旭インター周辺用地取得造成事業
(保有土地の管理業務)
〔用地処分事業〕 旭インター周辺用地
(公募による申込者がなかったため用地処分を次年度に繰り延べ) | (可決) |
| 議第7号 令和4年度浜田市土地開発公社補正予算(第2回)について
上記事業計画の変更による予算の計上 | (可決) |
| 議第8号 令和5年度浜田市土地開発公社事業計画について
〔継続事業〕 原井小学校跡地取得造成事業
(保有土地の管理業務)
旭インター周辺用地取得造成事業
(保有土地の管理業務)
三桜酒造跡地用地取得造成事業
(浜田市からの依頼による事業)
〔用地処分事業〕 旭インター周辺用地
(公募による一般分譲) | (可決) |
| 議第9号 令和5年度浜田市土地開発公社予算について
上記事業計画による予算の計上 | (可決) |

第264回理事会 (令和5年5月29日開催)

- | | |
|--|------|
| 議第1号 令和4年度浜田市土地開発公社決算の承認について
令和5年9月 浜田市議会9月定例会議に経営状況の報告書を提出
(報告第11号) | (可決) |
|--|------|

第265回理事会 (令和5年8月23日開催)

- | | |
|---|------|
| 議第2号 令和5年度浜田市土地開発公社事業計画の変更について
〔新規事業〕 子育て支援センター跡地用地取得造成事業
(浜田市からの依頼による事業) | (可決) |
| 議第3号 令和5年度浜田市土地開発公社補正予算(第1回)について
上記事業計画の変更による予算の計上 | (可決) |

第 266 回理事会（令和 5 年 10 月 31 日開催）

議 第 4 号	令和5年度浜田市土地開発公社事業計画の変更について 〔新規事業〕 NTT社宅跡地用地取得造成事業 (浜田市からの依頼による事業)	(可決)
議 第 5 号	令和5年度浜田市土地開発公社補正予算(第2回)について 上記事業計画の変更による予算の計上	(可決)

第 267 回理事会（令和 6 年 2 月 22 日開催）

議 第 6 号	令和5年度浜田市土地開発公社事業計画の変更について 〔継続事業〕 子育て支援センター跡地用地取得造成事業 (浜田市からの依頼による事業) 〔継続事業〕 NTT社宅跡地用地取得造成事業 (浜田市からの依頼による事業)	(可決)
議 第 7 号	令和5年度浜田市土地開発公社補正予算(第3回)について 上記事業計画の変更による予算の計上	(可決)

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

意見	対応経過及び結果
各所にある緑の看板が全て知りたいです。緑の看板とは、例えば猪伏山伊木八幡宮にある雲城まちづくり委員会の看板のことです。パンフレットとかで、全ての看板の一覧が見たいです。	市内各地域の史跡等が大切にされ、市全体においても認知されることは重要であると考えており、郷土の歴史について理解と啓発が進むよう取り組んでまいります。

※回答はこの資料のとおりホームページ上で公開します。

令和6年度の広報広聴活動について

2月19日の議会広報広聴委員会での協議結果について、1から4は報告とし、5は議員の皆さんのご意見を伺います。

1 地域井戸端会～皆さんの声を伺います～

令和5年度と同様に26のまちづくりセンター、子育て世代包括支援センター、二反田集会所（合計28か所）にて地域井戸端会を実施。

- (1) 開催時期 令和6年5月11日から6月1日
- (2) 実施の詳細は議題7で説明

2 広報手段の拡充

SNSによる情報発信の検討を継続。

3 主権者教育の推進

意見交換会、議会見学会、出前講座など今後の活動を検討。

4 はまだ議会だより

miniも含めて年12回発行。委員会活動の見える化に引き続き取り組む。今後、紙面の見直しについて検討。

5 第4回 はまだ市民一日議会

令和6年度も実施を検討。

- (1) 開催時期 令和6年10月（予定）
- (2) 予定定員等、今後詳細を当委員会で協議

地域井戸端会～皆さんの声を伺います～の実施について

標記の件につきまして、当委員会での協議結果及び3常任委員会での調整結果を以下のとおり報告します。議員の皆さんのご協力をお願いします。

また、実施に際して不明な点等あれば、お知らせください。

1 実施期間

令和6年5月11日（土）から6月1日（土）

※曜日・時間帯は各班で調整（市民の参加しやすい時間帯等確認）

※開催時間は2時間で統一

2 班編成及び会場分担 ※まちづくりセンターは地域名のみ記載

班	浜田(9)	金城(6)	旭(5)	弥栄(2)	三隅(6)
1班 岡本・三浦・田畑	国府	久佐	市木	杵束	三隅
2班 村武・布施・大谷	すくすく	小国	今市	安城	岡見
3班 西田・上野・牛尾	美川 二反田	雲城	木田		井野
4班 芦谷・串崎・川上	石見 周布	今福	和田		黒沢
5班 永見・肥後・佐々木	大麻	波佐	都川		三保
6班 沖田・柳楽・小川	浜田 長浜	美又			白砂

※会場との調整等は各班の議会広報広聴委員が担う。また、議長、副議長、村木副委員長は各会場の補助をする。

3 運営方法及び当日の流れ

- ・各常任委員会（総務文教、福祉環境、産業建設）から選出された班構成として、所管ごとにテーブルを設ける
 - ※参加者数に応じて、テーブル数は調整可
- ・以下のとおり事前テーマを設定しテーブルごとに意見交換を行う時間と、参加者が自由に意見を述べ意見交換を行う時間の2部構成で行う

【総務文教】

地域交通について ～移動の自由をどうつくるか～

【福祉環境】

市の環境施策や環境に配慮した市民活動の在り方について

【産業建設】

地域産業の問題点と課題について

- ・当日のタイムスケジュールイメージは以下のとおり。
 - ①受付（氏名と連絡先を聞き取り、テーブルへ誘導）
 - ②当日の流れとその後の対応について説明：5分
 - ③議会の現状報告（委員会ごとに簡単に取組課題など）：10分
 - ④テーマに基づく意見交換：40分
 - ⑤テーブルごとに意見交換の概要を発表：10分
 - ⑥自由に意見交換：40分
 - ※議員個人又は議会の見解であるかは明確にして発言する
 - ⑦テーブルごとに意見交換の概要を発表：10分
 - ⑧まとめ：5分

4 意見の取扱い

- ・委員会設定テーマ：各委員会で協議（今後の調査・研究に生かす）
 - ・自由意見：全員協議会で報告後、報告資料を基に各委員会で協議
- ※総括を各まちづくりセンターに報告
（全ての意見に返答するものではない旨を必ず伝えておく）

5 今後のスケジュール

3月18日 全員協議会	班編成、会場分担及び各委員会のテーマの周知
4月1日～4月8日	議会広報広聴委員による会場との日程調整
4月12日	周知開始
5月11日～6月1日	地域井戸端会随時開催 (各会場で、全ての意見に返答するものではない旨を必ず伝える)
6月3日	報告書提出締切
6月17日 全員協議会	報告書の共有
6月 定例会議期間中	報告書を基に協議 (重要と思われるものについて協議)
6月 定例会議最終日 全員協議会	委員会での協議結果の共有
7月初旬	各会場に回答を掲示 (全体同一の回答)

第3号（第5条関係）

提出日を記入
（4/5まで）

令和6年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員 ○○ ○○

政務活動費収支報告書

記名のみ（押印不要）

令和5年4月から令和6年3月までの政務活動費の収支報告書を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により下記のとおり提出します。

記

1 交付決定額 100,000 円

2 収 入 政務活動費 43,500 円
 （既交付済額 0 円）

下表の支出の合計金額と合致させてください。ただし、合計額が 10万円を超えるときは上限の100,000円としてください。

3 支 出 （令和5年4月から令和6年3月まで）

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
調査研究費	20,000	内訳は別紙のとおり
研修費	10,330	内訳は別紙のとおり
広聴費	1,670	内訳は別紙のとおり
要請・陳情活動費	0	
資料作成費	3,000	内訳は別紙のとおり
資料購入費	8,500	内訳は別紙のとおり
合 計	<u>43,500</u>	

支出がある項目の備考欄には「内訳は別紙のとおり」と記載してください。

4 添付書類

(1) 支出内訳書（収支報告書添付資料のとおり）

(2) 領収書等証拠書類

領収書等の証拠書類は、原則原本を添付してください。

記載例

令和5年度 政務活動費収支報告書添付資料

浜田市議会議員(○○ ○○)

No.	日付	項目	内容	金額(円)	備考
1	1/13	調査研究費	宿泊費	6,000円	○○ホテル
2	1/13~14	〃	交通費	5,440円	高速バス(□□⇄○○)
3	1/13~14	〃	交通費	8,560円	JR(○○⇄△△)
			調査研究費計	20,000円	
4	11/15	研修費	○○オンライン研修受講料	10,330円	振込手数料330円含む
			研修費計	10,330円	
5	2/10	広聴費	会場使用料	1,000円	
6	2/10	〃	資料印刷費	670円	
			広聴費計	1,670円	
7	12/1	資料作成費	印刷費	3,000円	○月定例会議個人一般質問パネル作成
			資料作成費計	3,000円	例年、書籍名の誤りが多く見られます。正しく記載してください。
8	10/31	資料購入費	書籍代	2,600円	○○入門
9	12/12	〃	書籍代	1,900円	○○法について
10	3/30	〃	○○新聞購読料	4,000円	令和4年4月~令和5年3月分 12,000円×1/3
			資料購入費計	8,500円	新聞は専門誌のみ購読料の1/3が対象となります。一般紙は不可です。
		合計		43,500円	

A 4 の用紙（片面のみ）に領収書等を貼り、どの項目の領収書かわかるように、「収支報告書添付資料」の NO. を記入してください。

（そのまま PDF 化して市議会ホームページに掲載します。）

【調査研究費 計 20,000 円】

NO. 1

領収書
6,000 円
1/13 ○○ホテル代

NO. 2

領収書
5,440 円
1/13～14 高速バス代
(□□⇔○○)

NO. 3

領収書
8,560 円
1/13～14 JR 切符代 (○○⇔△△)

【研修費 計 10,330 円】

NO. 4

領収書
10,000 円
11/15 ○○研修受講料

振込明細書

取扱金額 10,000 円
手数料 330 円

【広聴費 計 1,670 円】

NO. 5

領収書
1,000 円
2/10 ○○会場使用料

NO. 6

領収書
670 円
2/10 △△資料印刷代

【資料作成費 計 3,000 円】

NO. 7

領収書
3,000 円 12/1 パネル作成印刷代

【資料購入費 計 6,000 円】

NO. 8

領収書
2,600 円
10/31 ○○入門

NO. 9

領収書
1,900 円
12/12 ○○法について

NO. 10

領収書
4,000 円
3/30 ○○新聞購読料
(4月～3月分)

※図書の題名は正確に記入してください。

記載例

様式第 4 号(第 6 条関係)

提出日を記入
(4/5 まで)

令和 6 年 月 日

浜田市長 久保田 章市 様
(浜田市議会議長経由)

浜田市議会議員 ○○ ○○

記名のみ (押印不要)

政務活動費交付請求書

令和 5 年度政務活動費を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例
施行規則第 6 条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 43,500 円

収支報告の金額と合致
させてください。

(令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月分)

様式第1号（第2条関係）

浜田市長 様
（浜田市議会議長経由）

令和6年4月1日

全議員、令和6年4月1日と記入してください。

浜田市議会議員 ○○ ○○

記名のみ（押印不要）

政務活動費交付申請書

令和6年度政務活動費を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

全議員、240,000円として
ください。

交付申請額 240,000 円

（ 令和 6年 4月 ～ 令和 7年 3月分 ）

（内訳）

項 目	金 額(単位 円)	備 考
調 査 研 究 費	150,000	
研 修 費	55,000	
広 聴 費	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	
資 料 作 成 費	8,000	
資 料 購 入 費	27,000	

合計金額が240,000円になるように、どの項目にいくら使用するか、予定を記入してください。

記載例

会計帳簿

こちらの帳簿は提出不要です。

日付	項目	摘要	出金額	備考
1/13	調査研究費	宿泊費	6,000	〇〇ホテル
1/13～ 1/14	調査研究費	交通費	5,440	高速バス（□□⇔〇〇）
1/13～ 1/14	調査研究費	交通費	8,560	JR切符（〇〇⇔△△）
11/15	研修費	〇〇オンライン研修受講料	10,330	振込手数料 330 円含む
2/10	広聴費	会場使用料	1,000	
2/10	広聴費	資料印刷費	670	
12/1	資料作成費	印刷費	3,000	〇月定例会議個人一般質問パネル作成
10/31	資料購入費	書籍代	2,600	〇〇入門
12/12	資料購入費	書籍代	1,900	〇〇法について
3/30	資料購入費	〇〇新聞購読料	4,000	令和5年4月～令和6年3月分 12,000 円×1/3

※この会計帳簿の提出は必要ありませんが、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則により 5 年間経過するまで保管してください。

政務活動費

【交付マニュアル・使途運用基準】

政務活動費とは

- ・普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。（地方自治法第100条第14項）
- ・政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、収入及び支出の報告書を議長に提出する。（同条第15項）
- ・議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努める。（同条第16項）

政務活動費の法的性格

- ・政務活動費の法的性格は、地方自治法第232条の2の規定に基づく「補助金」とされている。したがって、政務活動費の目的に沿った支出が前提であり、目的を逸脱した場合には補助金という性格から取消しや返還の問題が生じる。また、残金が出た場合も返還の問題が生じる。
- ・その年度内に残金が生じたからといって、その分を翌年度に繰越すことはできない。

政務活動費の使途

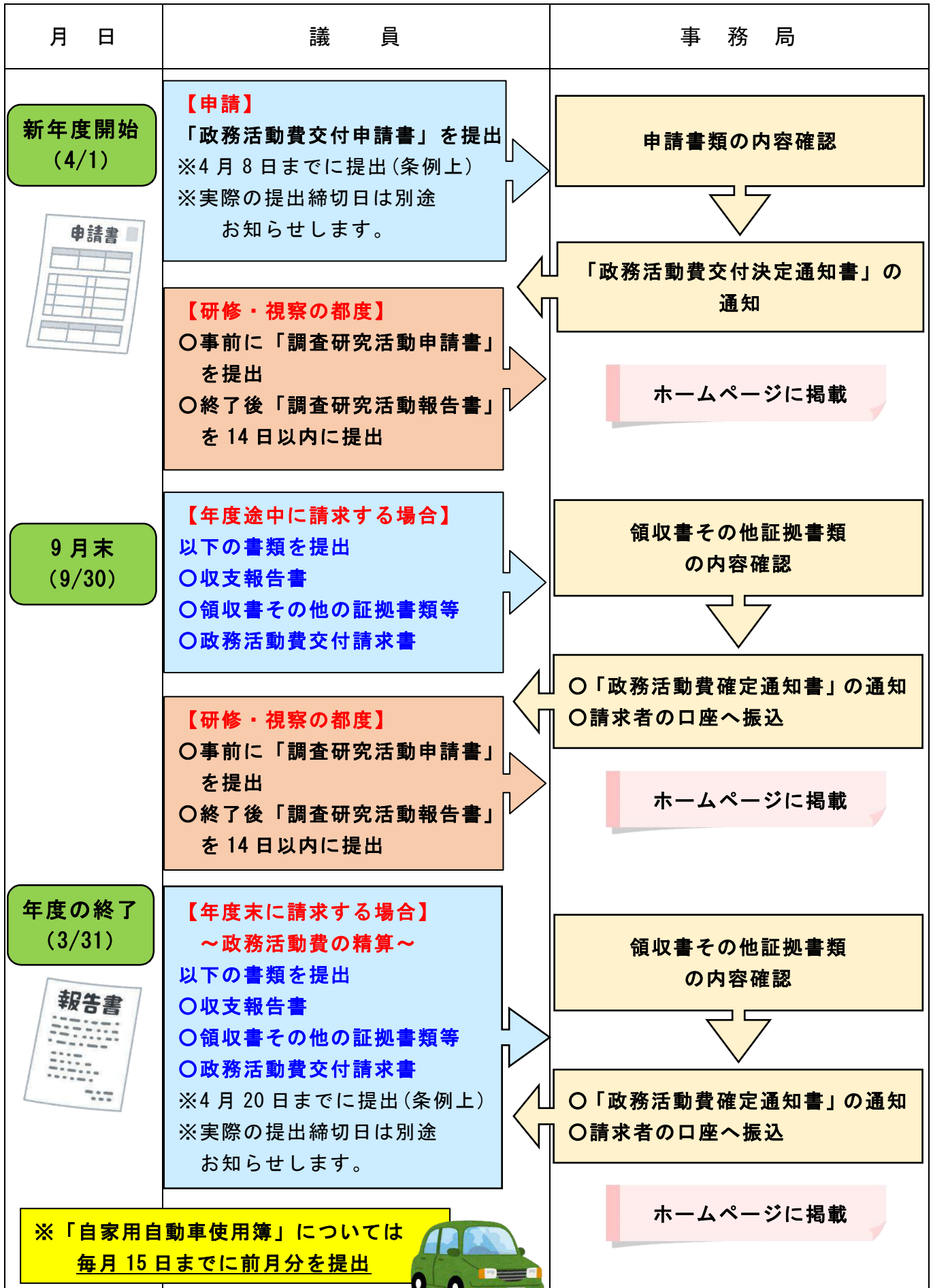
- ・政務活動費を設けた趣旨は、地方分権の進展に対応した地方議会の活性化に資するためである。議員の研究調査その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付されるものであるから、その目的に沿わない使用は認められない。

【目次】


- | | |
|---------------------------|-----------|
| ・ 事務手続のフロー | P 2 |
| ・ 費目別の使途運用基準 | P 3 ~ 9 |
| ・ 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例 | P 10 ~ 12 |
| ・ 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 | P 12 ~ 18 |
| ・ 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則 | P 19 ~ 30 |

令和6年4月
浜田市議会

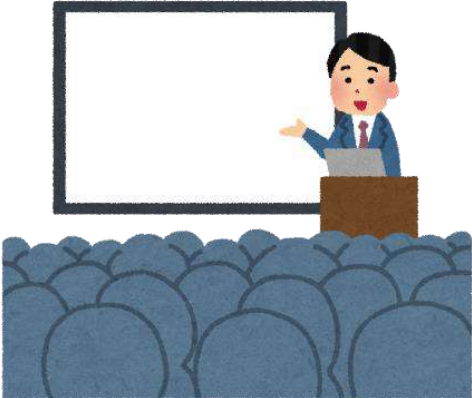
政務活動費 事務手続のフロー



費目別の使途運用基準

調査研究費	
内 容	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費（※視察に関する経費はこの費目に該当）
活用に 当たって	<p>➢ 調査研究費を使用して市外への調査研究を行うときは、議長に「調査研究活動申請書」を提出し、承認を得る必要がある。 〔P23 様式(細則 5-1)〕</p> <p>➢ また、調査研究活動の終了後は、14 日以内に議長に「調査研究活動報告書」を提出する必要がある。報告書は市議会ホームページで公開するので、必ず個人ごとに作成し、調査結果や所感（参考になった点等）を記載する。 〔P24 様式(細則 5-2)〕</p>
充当できる もの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費（運賃等、宿泊料） ※市内での調査研究に係る車賃も充当可能（令和 6 年 4 月変更） ○ 車借上料（バス、タクシー、レンタカー等） ○ 車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○ 委託調査（コンサルタント委託）に要する経費 ○ インターネット使用料（経費 1/3 以内、年間上限額 1 万円以内） ○ タブレット端末使用料（経費 1/3 以内、年間上限額 1 万円以内） ○ 調査研究に必要な資料印刷費
充当できな いもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 議長が承認しない視察旅費 ● 先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ● 海外視察に係る経費（※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める） ● 議員の飲食費（食料費） ● 視察先への土産代
留意事項	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費・車借上料・有料道路代・ガソリン代・駐車料金 ※9ページの【別表】を参照 ○ 委託調査に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者の選定に当たっては、専門的な知識や手法を有しているといった合理的な理由が必要 ・ 委託期間は1会計年度（4月1日～翌年の3月31日）を超えることはできない。 ・ 業務名、期間、内容が明らかな仕様書（様式は任意）を作成し、これに基づいて見積書を徴取し、契約する。 ・ 業務完了後は委託業者から報告書や成果品を受領し、契約書一式とともに提出する。 ○ 視察等の資料代 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料の場合は支出可能 ○ 施設等の入場料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出可能。ただし、目的外の施設入場料は支出できない。

研修費

内 容	<p>①議員が行う研修会の開催に要する経費 ②団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費</p>
活用に 当たって	<p>➢ 研修費を使用して研修会等に参加するときは、議長に「調査研究活動申請書」を提出し、承認を得る必要がある。〔P23 様式(細則 5-1)〕</p> <p>➢ 研修の終了後は、14日以内に議長に「調査研究活動報告書」を提出する必要がある。報告書は市議会ホームページで公開するので必ず個人ごとに作成し、研修結果や所感(参考になった点等)を記載する。〔P24 様式(細則 5-2)〕</p> <p>➢ 研修内容は、市政に関する事項に限定されるものとし、一般教養の涵養となるものは避ける。</p> <p>➢ 議員が主催する研修会を市民に公開する場合は、選挙活動(又は選挙の事前運動)や政党活動、後援会活動との誤解を生じさせないように、時期や演題、内容等に配慮する。</p> <p>➢ 市職員を講師等にして行政施策等について説明させることは、公職選挙法や地方公務員法等の一定の制約のもとで可能だが、市当局への陳情や要望、苦情等の場となる可能性があるため、執行部と十分協議の上実施する。</p>
充当できる もの	<p>○旅費(運賃等、宿泊料) ※ <u>市内での研修に係る車賃も充当可能</u>(令和6年4月変更)</p> <p>○車借上料(バス、タクシー、レンタカー等)</p> <p>○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費</p> <p>○会場使用料</p> <p>○講師謝礼</p> <p>○講師との食事代(講師分のみ)</p> <p>○研修会等参加者負担金、会費</p>
充当できな いもの	<p>●議員の飲食費</p> <p>●茶菓子</p> <p>●講師への土産代</p> <p>●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等</p> <p>※ 食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。</p>
留意事項	<p style="color: red;">○旅費・車借上料・有料道路代・ガソリン代・駐車料金</p> <p style="color: red;">※9ページの【別表】を参照</p> <p>○研修等の資料代 ・有料の場合は支出可能</p> <p>○講師謝礼 ・社会通念上妥当な金額とする。</p> <p>○講師の交通費 ・実費相当を支出可能</p> <p>○講師の随行者の扱い(交通費) ・秘書、会社の部下、高齢の講師等の付添人等が想定されるが、社会通念上妥当と判断される人数とする。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>

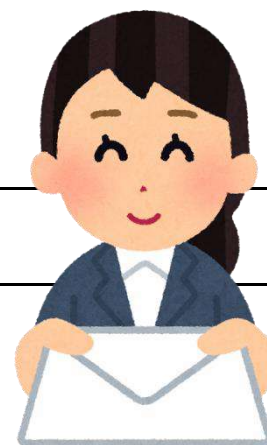
広聴費

内 容	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（※市民アンケートを実施した際の費用や、集落や町内の意見聴取等に係る費用はこの費目に該当）
活用に 当たって	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住民との意見交換会等は、会派で、又は他の議員との合同で開催する場合も支出可能。ただし、選挙活動（又は選挙の事前運動）や政党活動、後援会活動との誤解を生じさせないよう、参加対象者等に配慮する。 ➢ 広聴費を使用して意見交換会等を開催したときは、終了後 14 日以内に「意見交換会等実施報告書」を議長に提出する必要がある。〔P28 様式(細則 9)〕
充当できる もの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費（運賃等、宿泊料） <ul style="list-style-type: none"> ※ <u>市内での広聴に係る車賃も充当可能</u>（令和 6 年 4 月変更） ○ 車借上料（バス、タクシー、レンタカー等） ○ 車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○ 会場使用料 ○ 資料印刷費 ○ 会議に伴う湯茶、茶菓子代 ○ 文書通信費
充当できな いもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食費 ● 議員の所属政党又は後援会等が主催する意見交換会 ● 後援会会員のみへ行うアンケート
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費・車借上料・有料道路代・ガソリン代・駐車料金 <ul style="list-style-type: none"> ※ 9 ページの【別表】を参照 ○ 会場使用料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 垂れ幕や看板等の作成費も支出可能 ○ 資料印刷費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果品（アンケート用紙、意見交換会の案内文や資料）を 1 部提出する。 ○ 会議に伴う湯茶、茶菓子代 <ul style="list-style-type: none"> ・ 湯茶代はペットボトル程度、茶菓子代は 200 円程度とする。 ・ 選挙活動や後援会活動との違いを証明できることが必要 ○ 文書通信費 <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート用紙の配付・回収に係る郵送料や折込料等を支出可能 ・ はがきや切手は、当該年度中に使用するもののみ支出可能なので、使用する枚数のみ購入する。 ・ 実際に送付したもの（現物又は写し）を 1 部提出する。ただし、印刷製本費の成果品と重複する場合は省略可とする。



要請・陳情活動費

内 容	議員が行う要請又は陳情活動に要する経費
活用に 当たって	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に「要請・陳情活動申請書」と要請書又は陳情書（1部）を提出し、承認を得る必要がある。 [P26 様式(細則 8-1)] ➢ また、要請・陳情活動の終了後は、5日以内に議長に「要請・陳情活動報告書」に面会者の名刺のコピーを添付して提出する必要がある。報告書は市議会ホームページで公開するので必ず個人ごとに作成すること。[P27 様式(細則 8-2)] ➢ 要請・陳情活動の目的や内容は、市政に関することとし、正当性と透明性の確保に努める。 ➢ 市政に関する事案に対し、当市議会としての意思決定がなされた後において、当該趣旨に反する要請・陳情活動は政務活動とはみなさない。 ➢ 要請・陳情先としては、国（出先機関を含む中央省庁等）、県（出先機関を含む県庁等）、民間（電力会社、JA等）、政党（各政党及び県連事務所等）等が考えられる。 ➢ 自らが所属する政党を訪問する際は、政治・政党活動と混同されないように留意する。 ➢ 要請・陳情活動の実施時期については、選挙前は控えるなど、選挙活動と混同されないように留意する。
充当できる もの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費（運賃等、宿泊料） ※ 市内での要請・陳情活動に係る車賃も充当可能（令和6年4月変更） ○ 車借上料（バス、タクシー、レンタカー等） ○ 車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○ 印刷費 ○ 写真代 ○ 文書コピー代 ○ 事務用品、消耗品 ○ 郵送料
充当できな いもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 議長が承認しない要請・陳情活動の経費
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費・車借上料・有料道路代・ガソリン代・駐車料金 ※ 9ページの【別表】を参照 ○ 印刷費、写真代、文書コピー代 ・ 実際に提出した要望書や陳情書（現物又は写し）を1部提出する。



資料作成費

内 容	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（※主に事務費）
充当できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 ○リース料
充当できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○事務用品、消耗品 <ul style="list-style-type: none"> ・明確に政務活動費に係るもの以外は按分する。（該当経費の 1/3 以内、年間上限額 1 万円以内） ・1 件の取得価格（税込）の 1/3 が 10,000 円を超える備品の購入は認めない。



資料購入費

内 容	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
活用に当たって	<ul style="list-style-type: none"> ➢新聞の購読や地方自治に関する書籍等の購読費用については、市政との関連性が認められる限り、政務活動費を支出することを認める判例がある。 ➢一方、雑誌や書籍等については、タイトルや内容から一般教養や趣味、興味に属するものであると推測され、その支出の適否が問題となる事案がる。
充当できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍購入費（明確に政務活動に係るもの以外は按分：該当経費の 1/3 以内） ○新聞購読料（専門誌のみ：該当経費の 1/3 以内）
充当できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍購入費 <ul style="list-style-type: none"> ・市政の調査研究等に資する図書であること（例：国縣市町村要覧、教育福祉・政治経済専門書、法令解説書、住宅地図、議会関連専門書等） ・文芸書、小説、漫画、週刊誌等、政務活動に関係のない図書は認めない。 ・書籍の題名が記載された領収書を提出する。（※書籍名が誤っていないか確認すること） ○新聞購読料 <ul style="list-style-type: none"> ・専門誌のみ対象（例：農業新聞等）






共通事項(上記費目の全てに該当)

充当できるもの	<ul style="list-style-type: none">○旅費等のキャンセル代<ul style="list-style-type: none">・やむを得ない事情（事故、急病、家庭の事情、自然災害、その他客観的にやむを得ないと判断できるもの）により視察等をキャンセルした場合で、キャンセル代が発生する場合は、「理由書」を議長に提出することにより支出可能○振込手数料<ul style="list-style-type: none">・経費に上乗せして支出可能
充当できないもの	<ul style="list-style-type: none">●電話代（自宅、携帯）●名刺代●議員個人の自動車管理費●政治活動に係る経費●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等●政党への寄付金●私的支出に係る経費
留意事項	<p>◎政務活動は公務とみなされないため、活動中に事故等が発生しても公務災害補償の対象にはならない。</p> <p>◎領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類（レシートや相手方が発行する支出証明書等）を得る。どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないときは、その他の証明できるものをもってこれに代えることができる。 [P 22 様式（細則 4）]</p> <p>◎ATMを利用して振込による支払を行った場合は、振込明細書をもって領収書に代えることができる。</p> <p>◎ポイント還元サービスで付与されたポイントについては利用を認めない。</p>

【別表】

調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費に係る旅費等

経費の内容	請求額	留意事項
運賃等	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・原則実費とし、領収書を提出 ・交通系 IC カード等で支払った場合は使用履歴を印刷したものを提出
 宿泊料	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・原則実費とし、領収書を提出 ・ただし、「浜田市職員等の旅費に関する条例」の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の 2,600 円を除いた額の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。(令和 2 年 3 月変更) <ul style="list-style-type: none"> 東京都・政令指定都市 1泊上限 12,500 円 その他の地域 1泊上限 10,500 円 県内 1泊上限 9,200 円 ・部屋代のみを対象とし、飲食費は認めない。 ・ただし、宿泊料に朝食代が含まれており、明確に区分できない場合は認める。(※朝食付きのホテルの場合、部屋代と食事代を分けて領収書を発行ができるかを宿泊先で確認すること)
有料道路代 (高速道路料金等)	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・使用実績(移動区間)が明確な領収書を提出 ・ETC を利用した場合は利用料金明細書等を提出
ガソリン代	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・視察前にガソリンを満タンにし、終了後、再度満タンにして現金で支払う。
駐車料金	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・目的地周辺に無料駐車場が無く、やむを得ず有料駐車場を利用した場合は支出可能
車賃 (市内自家用車)	1kmにつき 23 円	<ul style="list-style-type: none"> ・市内を自家用車で移動した場合の車賃は、「自家用自動車使用簿」を提出して証明する。 [P 29 様式(細則 10)]
交通費・宿泊費のキャンセル料	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない事情(事故、急病、家庭の事情、自然災害、その他客観的にやむを得ないと判断できるもの)により視察等をキャンセルした場合で、キャンセル代が発生する場合は、「理由書」を議長に提出することにより支出可能
視察先等への土産代	不可	<ul style="list-style-type: none"> ・認められない。



○浜田市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年10月1日条例第6号

改正

平成20年9月26日条例第33号

平成24年12月21日条例第41号

平成25年3月22日条例第7号

平成29年12月13日条例第29号

平成31年3月15日条例第2号

令和元年6月28日条例第2号

令和6年3月1日条例第2号

条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。

(交付額)

第3条 政務活動費は、年額24万円を交付する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を交付する。

(1) 年度の中で議員の任期が満了する場合 4月から任期満了の日の属する月までの月割額

(2) 年度の中から議員の任期が始まる場合 議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日に当たる場合は当月）から3月までの月割額

(交付の時期)

第4条 政務活動費は、各年度が終了した後（年度の中で議員の任期が満了したときは当該任期満了後、年度の中で議員でなくなったときは議員でなくなった後）において交付する。ただし、議員が当該年度が終了する前にその交付を求めるときは、規則で定める政務活動の期間を対象として、当該期間が終了した後において交付することができる。

(政務活動費を充てることのできる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることのできるものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受ける議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等証拠書類を添えて、規則で定める日までに議長に提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第7条 議長は、収支報告書の写しをその前条の規則で定める日から20日以内に市長に送付しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が第5条に定める経費以外に当該政務活動費を使用したと認めるときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、提出を受けた収支報告書を、第6条の規則で定める日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第10条 議長は、提出を受けた収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第5条関係)

項目	内容	備考
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	印刷製本費、調査委託費、文書通信費、旅費等
研修費	(1) 議員が行う研修会の開催に要する経費 (2) 団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費	講師謝金、会場費、文書通信費、旅費、参加費等
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	印刷製本費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等
要請・陳情活動費	議員が行う要請又は陳情活動に要する経費	印刷製本費、文書通信費、旅費等
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、事務機器の購入費又はリース料等
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	図書購入費、新聞購読料等

○浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成17年10月1日規則第3号

改正

平成18年3月24日規則第5号

平成24年12月21日規則第41号

平成25年3月22日規則第5号

平成31年3月15日規則第1号

令和3年6月25日規則第27号

規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年浜田市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）は、政務活動費の交付を受けようとするときは、4月8日（年度の中から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の翌月の8日）までに市長に対し、議長を經由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、政務活動費交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該議員に通知するものとする。

(交付の時期)

第4条 条例第4条ただし書の規則で定める政務活動の期間は、4月から9月までとする。

(収支報告)

第5条 条例第6条の収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第3号）とする。

2 条例第6条の規則で定める日は、次の各号に掲げる政務活動費の交付の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 年度が終了した後に交付を受ける場合 当該年度の翌年度の4月20日

(2) 条例第4条ただし書の規定により交付を受ける場合 10月20日及び翌年度の4月20日（当該交付を受ける額が第3条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた額と同額である場合は、10月20日に限る。）

(3) 年度途中で議員の任期が満了した場合 当該議員の任期満了日後30日

(4) 年度途中で議員でなくなった場合 当該議員でなくなった日後30日

3 前項の規定にかかわらず、議長は、政務活動費の交付を受ける議員が疾病、天災等の事由により同項各号に定める日までに収支報告書を提出することができない状況にあると認めるときは、市長と協議の上、これを変更することができる。

(交付請求)

第6条 交付決定を受けた議員は、政務活動費の交付の請求をしようとするときは、前条第2項各号に定める日までに、政務活動費請求書（様式第4号）を、議長を經由して市長に提出しなければならない。

(交付確定)

第7条 市長は、条例第6条に規定する収支報告書の提出があったとき（当該収支報告書が条例第4条ただし書の規定により交付を受ける場合に係るものであって、当該収支報告書に記載されている支出額が交付決定を受けた額未満であるときを除く。）は、交付すべき政務活動費の額を確定し、政務活動費確定通知書（様式第5号）により、当該収支報告書を提出した議員に対し通知するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第8条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

年 月 日

浜田市長 様
 （浜田市議会議長経由）

浜田市議会議員

政務活動費交付申請書

年度政務活動費を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円

（ 年 月 ～ 年 月分）

（内訳）

項 目	金 額（単位 円）	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		

指 令 番 号
年 月 日

浜田市議会議員 様

浜田市長 印

政務活動費交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった政務活動費について、下記のとおり決定（却下）したので、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

政務活動費交付決定額 円

（ 年 月 ～ 年 月分）

（却下理由）

年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員

政務活動費収支報告書

年 月から 年 月までの政務活動費の収支報告書を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条の規定により下記のとおり提出します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 収 入 政務活動費 _____ 円
(既交付済額 _____ 円)

3 支 出 (年 月から 年 月まで)
(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
資料作成費		
資料購入費		
合 計		

4 添付書類

- (1) 支出内訳書
- (2) 領収書等証拠書類

**この報告書以外に、収支報告書添付資料
(25ページ)と領収書の提出が必要です。**

年 月 日

浜田市長 様
（浜田市議会議長経由）

浜田市議会議員

政務活動費交付請求書

年度政務活動費を、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 円

（ 年 月 ～ 年 月分）

指 令 番 号
年 月 日

浜田市議会議員 様

浜田市長 印

政務活動費確定通知書

年 月 日付けで収支報告のありました政務活動費については、下記のとおり額を確定したので、浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 7 条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| | (年 月 ~ 年 月分) | |
| 2 | 収支報告支出額 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 円 |

○浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

細則

平成 18 年 2 月 16 日
改正
平成 19 年 3 月 20 日
平成 22 年 3 月 18 日
平成 25 年 3 月 12 日
平成 25 年 7 月 26 日
平成 28 年 11 月 25 日
平成 31 年 3 月 12 日
令和 2 年 3 月 16 日
令和 2 年 12 月 16 日
令和 3 年 7 月 7 日
令和 6 年 2 月 19 日
浜田市議会運営委員会決定

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 6 号)第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃しようとするときは、議会運営委員会に諮って了承を得て実施する。
- 3 収支報告書に添えて提出する領収書等証拠書類については、原則原本とし、原本の提出が困難な場合は写しをもってこれに代えることができる。
- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ることとする。なお、車賃については、自家用自動車使用簿をもって、これに代えることができる。
どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないときは、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、調査研究活動終了後は 14 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっては、公務災害補償の対象にはならない。
- 7 平成 19 年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。

- 8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了後は5日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。
- 9 議員が広聴費を使用して意見交換会等を開催したときは、意見交換会等終了後14日以内に議長に意見交換会等実施報告書を提出するものとする。
- 10 議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車で市内移動したときの車賃の額は、1キロメートルにつき23円とする。(公務のための旅行に職員の自家用自動車を使用する場合の規定(浜田市職員等の旅費に関する条例第23条及び同条例施行規則第8条の規定)を準用)。また、この場合、政務活動にかかる自家用自動車使用簿を作成し、議会事務局で確認を受けるものとする。

別表 政務活動費をあてることができる経費

費目	支出することができるもの	支出することができないもの
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○調査研究に必要な資料印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○研修会等参加者負担金、会費 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。

広聴費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○会場使用料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 ○文書通信費 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食費 ●議員の所属政党又は後援会等が主催する意見交換会、後援会会員のみへ行うアンケート
要請・陳情活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない要請・陳情活動の経費
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の1/3以内) ○新聞購読料(専門誌のみ該当経費の1/3以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等
その他 (上記費目すべてに該当)		<ul style="list-style-type: none"> ●電話代(自宅、携帯) ●名刺代 ●議員個人の自動車管理費 ●政治活動に係る経費 ●慶弔関係経費、見舞金、餞別、寸志、電報、祝詞等 ●政党への寄付金 ●私的支出に係る経費
備考	<p>(1) 宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の2,600円を除いた額(県内は9,200円、県外は10,500円、東京都・政令指定都市は12,500円)の範囲内とし、超える部分は自己負担とする。</p> <p>(2) 運賃等とは、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃のことをいう。</p>	

※詳細については、政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】を参照すること

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

証 明 金 額		円
使 途 内 容	目 的	
	内 容	
	年 月 日	年 月 日
	そ の 他	
支 払 先	住 所	
	氏 名	
<p>上記のとおり証明願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">浜田市議会議員</p> <p style="text-align: right;">_____</p>		

上記のとおり証明します。

年 月 日

_____ 印

議長の承認が必要なので、余裕をもって提出すること

年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

調査研究活動申請書

下記のとおり調査研究のため、（視察・研修）を（実施・受講）したいので申請します。

記

1. 視察先又は研修先

2. 目的・研修事項（市政との関連、研修名など）

3. 期間 年 月 日 : から
 年 月 日 : まで

4. 行程

5. 参加議員氏名（複数で実施又は受講する場合に記入）

終了後 14 日以内に提出すること

年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため（視察・研修）を（実施・受講）したので、その結果を報告します。

記

1. 期間 年 月 日（ ） から
年 月 日（ ） まで

2. 視察・研修内容

3. 視察先又は研修先

4. 調査経費 円
(経費内訳)

5. 調査研究活動の概要

浜田市議会議長 様

議員名

要 請 ・ 陳 情 活 動 申 請 書

下記のとおり要請・陳情活動を行いますので申請します。

記

1. 要請・陳情先及び内容

2. 期 間 年 月 日 : から

 年 月 日 : まで

3. 行 程

終了後 14 日以内に提出すること

年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

意見交換会等実施報告書

下記のとおり意見交換会等を行ったので、その結果を報告します。

記

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
参 加 者	対象となる市民や参加人数を記載する
目的・内容	
備 考	

自家用自動車使用簿記入例

- ・毎月15日までに前月分を事務局に提出してください。(メール可)
- ・距離はGoogleマップなどを用いて測ってください。
- ・事務局が確認後に押印し、原本を返却します。
- ・収支報告書の提出時(精算時)に原本を提出してください。

政務活動にかかる自家用自動車使用簿

令和●年●●月分

・用務実施後に内容や効果について簡潔に記載してください。

事務局確認

日付	経路	目的(用務)	距離(km)	車賃	費目	内容	備考	事務局 印
4月3日	自宅⇄○○まちづくりセンター(往復)	○○地区まちづくり推進委員会との意見交換会	12	276円	広聴費	・まちづくり総合交付金及び地域課題を解決するための人材確保等について課題が把握できた。今後、一般質問等に活用したい。	別途、意見交換会等実施報告書あり	✓
4月3日	自宅→中央図書館→○○町○○付近→自宅	・文献調査(浜田地震について) ・現地確認(市道のカーブミラーについて)	30	690円	調査研究費	・浜田地震の被害状況に関する書籍(●●)で内容を確認できた。浜田市の今後の災害対策、BCP等に生かせるよう、委員会での議論を提案したい。 ・市民からカーブミラー設置要望のあった市道を確認し、維持管理課に情報提供した。		✓
4月5日	市役所→島根県立大学講堂→市役所	人権研修会	8	175円	研修費	・浜田市における人権課題について把握できた。	総務文教委員会に出席後、調査	✓
4月6日	自宅⇄中央図書館	資料確認(各地域の史誌)	10	221円	調査研究費	合併前の5地域の史誌により、合併前の行財政における課題を把握した。		
<p>・Googleマップ等を利用し、最も経済的な通常の経路による距離を記載してください。</p> <p>・1キロ以上の経路の場合に支給でき、1キロ未満の端数は、切り捨てとなります。</p>			<p>・同日に委員会等の会議があり、別途費用弁償が出ている場合はその旨記載してください。</p> <p>・その他、補足事項があれば記載してください。</p>					
自動計算のため、記載不要です。								
プルダウンから該当費目を選択してください。						事務局が内容確認後に印するため、議員の記載は不要です。		

「議員の請負状況等報告書」提出までの流れ (全議員提出)

事務局 3月定例会議最終日の全員協議会で「請負状況等報告書」
について説明



事務局 5月末に全議員に提出依頼

浜田市:5月末で出納閉鎖
(年度内の会計処理終了)



全議員 6月1日から30日までに、「請負状況等報告書」を議長に
提出する

- ① 前年度に浜田市に対して請負をした個人事業主
またはその支配人である議員 … 記載例 1
- ② それ以外の議員 … 記載例 2



事務局 議長が報告の一覧を作成し、議会ホームページに公表する
(市民は議会事務局で報告書を閲覧できる)

参 考

- ※ 支配人とは
商法第6章で規定する商業使用人(営業主)に代わり、その営業
に関する行為をなす権限を有するもので、登記されている者
- ※ 浜田市からの年間の請負額が300万円を超えた場合、議員と
の兼業は不可となる

記載例 2 該当しない議員

様式第 1 号（第 2 条関係）

令和〇年 6 月 〇日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

6 月 1 日から 6 月 30 日
までの日付を記入

浜田市議会議員 ○○ ○○

押印不要

請負状況等報告書

令和〇年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）
	該当なし		

該当がなければ
このように記入

支払を受けた総額

円

（注）契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

○浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

令和5年9月29日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、浜田市議会議員（以下「議員」という。）が浜田市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における浜田市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない

い。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年度における請負から適用する。

○浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和5年9月29日議会告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年浜田市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、請負状況等訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から行うことができる。

2 閲覧は、議長が指定する場所において、執務時間中にすることができる。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、請負状況等複写申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第 6 条 条例第 2 条第 1 項の規定による報告をすべき期限が、浜田市の休日
を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 2 号）第 1 条に規定する休日（以下
「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみな
す。

2 第 4 条第 1 項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下「閱
覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧
開始日とみなす。

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 29 日から施行し、令和 5 年度における請負か
ら適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員

請負状況等報告書

年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注）契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

浜田市議会議員

請負状況等訂正届

年度における浜田市に対する請負の状況について、浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

請負状況等複写申込書

浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

令和6年3月18日
 全員協議会資料
 議会事務局

令和6年3月浜田市議会定例会議 予算決算委員会
 ケーブルテレビ放送予定について

予算決算委員会				
審査日	審査内容		放送日時 (111ch)	再放送予定 (112ch)
3月11日(月) 10:00～	令和5年度 補正予算	総務文教委員会関係	3月27日(水) 10:00～	3月30日(土) 8:00～
	令和6年度 当初予算			
3月12日(火) 9:00～	令和5年度 補正予算	総務文教・福祉環境 委員会関係	3月28日(木) 10:00～	
	令和6年度 当初予算			
3月13日(水) 10:00～	令和5年度 補正予算	産業建設委員会関係	3月29日(金) 10:00～	3月31日(日) 8:00～
	令和6年度 当初予算			
3月14日(木) 10:00～	採決			